

平成24年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

指摘	65
意見	43
計	108

担当所属別対応数

	担当所属	計	結果(指摘)			意見		
			合計	措置済み	実施中	今後対応	合計	措置済み
教育委員会 単独所属	教育総務課	5	1	1			4	4
	教育財務課	9	5	5			4	4
	教職員課	5	1	1			4	4
	教育研修課	5	2	2			3	3
	学校支援課	2	0				2	2
	特別支援教育課	1	1	1			0	
	社会教育文化課	1	0				1	1
	体育健康課(スポーツ健康課)	3	1	1			2	2
	岐阜高等学校	2	2	2			0	
	岐阜城北高等学校	1	1	1			0	
	岐阜商業高等学校	3	3	3			0	
	岐阜工業高等学校	3	2	2			1	1
	岐阜農林高等学校	5	3	3			2	2
	大垣桜高等学校	4	2	2			2	2
	郡上高等学校	1	1	1			0	
	多治見工業高等学校	1	1	1			0	
	中津高等学校	2	1	1			1	1
	益田清風高等学校	2	2	2			0	
	飛騨高山高等学校	3	2	2			1	1
	東濃フロンティア高等学校	4	2	2			2	2
	大垣特別支援学校	7	3	3			4	4
	可茂特別支援学校	5	3	3			2	2
	その他	2	2	2			0	
教育委員会 複数所属	教育財務課・学校支援課・岐阜高等学校	1	1	1			0	
	教育財務課・学校支援課・中津高等学校	1	1	1			0	
	教育財務課・教職員課・岐阜高等学校・郡上高等学校	1	1	1			0	
	教育財務課・大垣桜高等学校・郡上高等学校	1	1	1			0	
	教育財務課・特別支援教育課	2	1	1			1	1
	学校支援課・岐阜商業高等学校・岐阜農林高等学校	1	1	1			0	
	学校支援課・郡上高等学校・飛騨高山高等学校	1	1	1			0	
	学校支援課・東濃フロンティア高等学校・多治見工業高等学校・益田清風高等学校	1	1	1			0	
	学校支援課・特別支援教育課	1	0				1	1
	学校支援課・岐阜農林高等学校	2	1	1			1	1
	学校支援課・郡上高等学校	1	1	1			0	
	岐阜商業高等学校・飛騨高山高等学校	1	1	1			0	
	岐阜城北高等学校・中津高等学校	1	1	1			0	
	岐阜農林高等学校・多治見工業高等学校・大垣特別支援学校	1	1	1			0	
	大垣桜高等学校・郡上高等学校	1	1	1			0	
	大垣桜高等学校・可茂特別支援学校	1	1	1			0	
教育委員会・ 知事部局合同	郡上高等学校・多治見工業高等学校・大垣特別支援学校	1	1	1			0	
	益田清風高等学校・飛騨高山高等学校	1	1	1			0	
	教育財務課・管財課	1	0				1	1
	教育研修課・情報企画課	1	1	1			0	
	出納管理課	6	3	3			3	3
総計		104	62	62	0	0	42	42
							0	0

【措置済】……措置が既に行われた状態もしくは、合理的な理由により対応しないもの

【実施中】……措置が現在進行形で行われている状態

【今後対応】…措置の方向性が決定されておらず、検討中の状態

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
1	意見	<p>【教育ビジョンについて】</p> <p>岐阜県教育ビジョンの中で、主な施策については、目標水準が示され、平成23年度の点検結果報告書においても、数値目標に対する現況値が計算され、現状分析と今後の取組が検討されている。この現状分析や今後の取組が形式的な記載に留まっており、実際にどのように検討されているか内容が確認できないものがあった。また中には、数値目標の設定が理想としての目標値であるために、達成が困難と考えられる内容のものもあった。</p> <p>例えば、</p> <p>① 点検結果が今後の改善に資するように、現状分析や今後の取組について、もう少し具体的な検討を行うべきである。</p> <p>② 数値目標の設定が理想としての目標値であるために、一部達成が困難と想定される数値目標があることから、その設定自体が妥当なものであるかどうか、検討が必要である。</p> <p>③ 点検結果報告書において、達成できたかどうかの結果のみ記載されていて、達成できなかった理由についての分析が記載されていないものがあった。達成度を評価する際には達成できたかどうかの記載にとどまらず、なぜ達成できていないのか内容を検討し、今後の対応計画も含めて記載すべきである。</p> <p>今後、第二次岐阜県教育ビジョンを策定する予定であるため、その際には、実際に達成見込みがあるか、また差異分析ができるような目標値を設定するよう、目標値の設定について慎重に検討すべきである。</p>	106	措置済	平成26年度	<p>平成25年度に実施した点検評価では、数値目標の進捗について、現状分析や課題の記述にあたって、達成できなかった場合の理由や、数値目標の設定が妥当でない場合の分析も含め、より具体的な記述にした。</p> <p>平成26年3月に策定した「第2次岐阜県教育ビジョン」における目標水準の設定については、外部有識者からの意見も参考にしながら慎重に検討を行った。その結果、「長期目標」と「施策実施目標」の2種類の目標水準を設定した。「学校の授業が分かる児童生徒の割合100%」等の本県教育が目指すべき姿を数値化した「長期目標」の設定に加え、「特別支援学校における教諭の特別支援学校教員免許保有率80%」等の各施策の実施により達成見込みのある目標値、また差異分析ができるような目標値を「施策実施目標」として設定した。</p>	教育総務課
2	意見	<p>【学校再編について】</p> <p>「生徒いきいきプラン」計画期間終了後、現在に至るまで、生徒数はほぼ同水準であり、各高等学校の学級数についてもほぼ一定数を確保できていたが、平成31年度以降生徒数の減少が予想されているため、県立学校の適正規模を再検討する必要が生じる。</p> <p>今後平成24年度から平成33年度の中学校卒業予定者数の予測数値は緩やかながら減少傾向にあるといえる。</p> <p>「生徒いきいきプラン」による学校再編は平成19年度に完了しているが、その後の生徒数の減少により、平成24年度時点で1学年あたりの学級数が3学級以下の高等学校が8校となったことや平成31年度以降生徒数の減少が予想されていることから、「生徒いきいきプラン」の計画策定時に懸念していた事項、すなわち、①多様な教育課程の編成の困難性、②授業の専門性確保の困難性、③生徒同士の交流機会の減少、④特別活動の実施への影響等、について、教育現場に影響が生じると想定される。岐阜県教育委員会は、現在の少子化傾向が進むことが、教育現場にどのような影響を与えるのかを精査していることであり、今後、高等学校の在り方の検討が行われることが予測される。</p> <p>検討の際には、「生徒いきいきプラン」の趣旨、及び教育ビジョンの理念や方向性を踏まえた検討を行うべきであり、また、学校の再編を検討する過程でやむを得ず校舎として利用しない学校施設が生じた場合には、統合等の検討時点でその後の利活用を含めた計画的な検討を行う必要があると考える。</p>	107	措置済	平成28年度	<p>平成25年度に策定した「第2次岐阜県教育ビジョン」において、「中長期的な将来を見据えた高等学校の改革」を重点政策の一つとして位置付けた。</p> <p>平成26年4月、有識者からなる「岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会」を設置し、「第2次岐阜県教育ビジョン」の理念や方向性を踏まえ、魅力ある高校づくりや少子化に対応した高校の枠組み(学校規模や学科の配置等)について審議いただき、平成27年度末(H28.3.29)に「審議のまとめ」の提出を受けた。</p> <p>教育委員会では、この「審議のまとめ」に基づき、平成29年3月に県立高校の活性化に関する平成28年度中の取組結果と平成29年度以降の取組内容と検討課題をまとめるとともに、各県立高校の特性に応じた活性化の基本的な考え方を定め具体的な活性化策を例示した「グランドデザイン」を示した「県立高校活性化に関する平成28年度の検討まとめ」を発表した。</p> <p>なお、今後、県立高校活性化の取組みを検討する中で、校舎として利用しない学校施設が生じた場合には、その後の利活用の方針もあわせて検討していく。</p>	教育総務課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
3	指摘	<p>【校舎として利用しなくなった学校施設の今後の利用計画について】 「生徒いきいきプラン」において、統合の結果、校舎として利用しなくなった高等学校について、現在その後の利用方策が決まっていない学校が1校ある。</p> <p>この高等学校は、現在教育資産として使用されていないが、資産保全のために外部の警備会社に委託し、学校施設の警備を行っており、一定の警備費用が発生している。また、敷地内に生える草木を除草するための役務費用が発生するなど、学校管理経費が毎年発生し県費から支出されている。</p> <p>この高等学校では、直接的な学校管理経費約78万円に加え、学校職員による巡回等が行われている。活用方策が決定されないままに遊休状態となっている高等学校については、このままではコストだけが発生することになるため、利用や処分計画を早急に策定し、当該建物や敷地の有効利用が図られるよう何らかの対策をたてる必要がある。</p> <p>岐阜県は、活用策が未定の学校施設及び今後の活用策を検討中の学校施設についても、学校としての校舎や敷地の再利用方法だけではなく、社会教育施設や社会体育施設、さらには自然体験交流施設や老人福祉施設などに転用するなど、行政、地域住民、民間企業等とも協働して、あらゆる可能性を考慮した学校施設の利用方法について検討を行っていく必要がある。</p>	110	措置済	平成28年度	県立高校の跡地については、利用目的を教育財産以外にも拡大し、民間利用など幅広い選択肢を視野に入れ、知事部局や地元市町村とも連携して活用策を検討してきた結果、旧恵那北高校について、中津川市から北部地域の活性化・定住促進における事業用地(企業立地)として活用するため、当該土地及び建物を時価で取得したいとの申出を受け、市へ売却した。	教育総務課
4	指摘	<p>【校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について ①校舎管理簿等の作成について】 旧岐阜藍川高等学校及び旧恵那北高等学校ともに、定期的に職員が巡回を行っているが、旧岐阜藍川高等学校ではその報告書の作成がされていなかった。学校資産の状態を把握するためにも、巡回を行った際には、校舎管理簿等を作成し、巡回の記録を残すべきである。</p>	115	措置済	平成25年度	藍川校舎巡回チェック表を作成し、職員が毎週、定期的に巡回を行っており、巡回を行った際には、その都度、校長に報告し、記録として保管している。	岐阜城北高等学校
5	意見	<p>【校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について ②警備体制の強化について】 旧恵那北高等学校においては、過去に不法侵入者により窓ガラスが割られたり、落書きをされたりする被害が発生している。現在は、県費から支出し修繕されているが、今後もこのように県有資産を壊された場合、その都度修繕費用等を県費において負担することになると考えられる。</p> <p>したがって、警備体制を強化する等、より強力な対策を講じる必要があると考える。すなわち、現在の警備契約をより強化し、警備を充実させるか、現在の定期的な学校職員による巡回の回数を増やすなどの対応が考えられる。</p>	115	措置済	平成25年度	<p>平成23年度に発生した落書き事件等を契機として、学校職員による巡視を月平均2.4回の割合で実施し、再発の防止に努めた。</p> <p>平成24年度については、月平均2.9回の割合で巡視を実施し、被害は見受けられなかった。</p> <p>平成25年度においても昨年度と同様に巡視を行っていくとともに、不定期ではあるが、夜間時間帯の巡視警備を新たに実施することで、警備強化を図っている。</p>	中津高等学校
6	指摘	<p>【校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について ③教育資産の処分と有効活用について】 未だ処分されていない備品が両校ともに多数存在した。他校より管理換えの要請があれば、管理換えを行うことから処分せずに残してあるが、供用開始から年数も経っていることから他校に管理替えを行うのも困難な備品もある。今後転用の可能性のない教育資産については、処分計画等を策定し、計画的に教育資産の処分を行うべきである。また、多数の教育資産が両校で未使用の状況となっていることは、教育資産が有効利用されているとは言えない状況である。</p> <p>したがって、現在、岐阜県内の高等学校に対してのみ保有資産の情報を開示しているが、高等学校ではすでに需要が少なくなっている現状を踏まえ、開示対象を県内の小・中学校まで拡大することで、資産の有効活用を図る必要がある。</p> <p>また、いつまでに備品の処分を完了する予定であるなど、明確な期限が決められていないので、処分完了の期限を設け、それまでに管理換えが行われなかつたものは処分するなどの処理を取るべきである。</p>	116	措置済	平成27年度	<p>平成25年度末までに、顕微鏡63台を岐阜市立梅林中学校、岐阜市立長良中学校に無償譲渡した。</p> <p>また、管理替えを行うのが困難なもの、今後転用の可能性のないものについて、平成27年2月、3月に廃棄処分した。</p>	岐阜城北高等学校
				措置済	平成28年度	<p>平成27年度に特別支援教育課を通じて利用可能な書籍を岐阜城北高等学校旧藍川校舎(平成29年度に高等特別支援学校として開校予定)へ譲渡(H27.11.27)及びピアノ1台を同校へ管理換え(H28.2.22)した。</p> <p>また、演台1台を岐阜希望が丘特別支援学校へ管理換え(H27.12.2)した。その他の有効活用が図れないと判断される備品は不用決定の事務手続きを経て、一般廃棄物として廃棄し、旧恵那北高等学校の備品処分を終了した。</p>	中津高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
7	指摘	【岐阜県教育委員会について ①会議記録の作成について】 岐阜県教育委員会と各教育事務所並びに市町村教育委員会との間で県の方針・施策の伝達、情報交換・意見交流のための会議が開催されているが、「所長会」の一部を除き会議記録の作成がなされていない。伝達内容や情報交換・意見交流内容の確認のために、必要に応じて会議記録・議事概要の作成をすることが必要である。	117	措置済	平成25年度	平成25年2月より、教育事務所長会、教育長研修会については、議事概要を作成している。 また、教育長会、課長会等については、平成25年4月に担当課及び各教育事務所に会議録及び議事概要の作成について周知した。	教育総務課
8	意見	【岐阜県教育委員会について ②人材確保について】 教育委員会の人選は知事が関係者と協議のうえ、個別に対応している。今後益々教育問題が複雑化していく中、優秀な人材を確保し、また幅広い分野からの意見を取り入れるため、教育長を含む教育委員の公募制度の導入も検討するべきである。	117	措置済	平成28年度	改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においても、教育長及び教育委員は首長が人選し、議会の同意を得て任命することとされており、教育長については、平成27年4月1日付けで知事が法の要件に則り人選したところである。 教育委員の公募制度の導入については、引き続き他団体の動向等について情報収集を行ったところ、実施している都道府県はなく、現時点では時期尚早として導入する予定はない。	教育総務課
9	意見	【岐阜県教育委員会について ③委員会の開催回数について】 委員会の開催は毎年、月1回の定例会議と3月の臨時会議の年13回開催されている。今後、教育行政が抱える様々な課題に迅速かつ適確に対応していくため、月1回の定例会議や年1回の臨時会議のみの定期的な委員会にとらわれず、柔軟かつ適時に委員会を開催するなど、委員会の活性化に取り組むべきである。	117	措置済	平成25年度	会議における積極的な意見交換や、議決事項以外の重要課題について委員から意見聴取をするなどの活性化には従前から取り組んでいる。 平成24年度には、教育委員会会議の詳細な会議録の公開や、教育委員の活動のホームページ公開を開始し、教育委員会活動の見える化にも取り組んでいる。 今後、定期的な委員会に加え、必要に応じて柔軟に委員会を開催していく。	教育総務課
10	指摘	【教育研修課主催研修について ①各教育研修団体間の連携について】 岐阜県では県教育委員会主催の研修のほか、市町村教育研究所主催の研修、各教育事務所主催の研修及び各教育団体主催の研修が常時開催されている。 岐阜県総合教育センターと各市町村教育研究所の両者間では、「岐阜県教育研究所連絡調整会議」が開催されており、その連携の在り方について協議がなされており、各市町村研究所の意見の中には、重複する研修内容の整理を望む声や、県総合教育研修センターで開催される研修を早めに知りたい旨の意見が確認され、從来、連携がうまく取れていなかったことが伺える。 また、県教育委員会では各市町村教育研究所を含む他団体との関係において、すべての研修内容や受講者等についての情報を得ておらず、各種団体との連携が不十分であると言わざるを得ない。このような状況下においては、研修内容が重複していたり、他の団体の研修内容を見てから講座開設を決めていたりするなど、岐阜県全体として非効率になっている可能性も捨てきれない。 今後各種団体との連携を深め、効率的な研修の実施に努められたい。	121	措置済	平成25年度	平成24年度に、各市町村教育研究所主催の研修講座についての実態調査を行い、平成24年度まで191あった専門研修講座を再構築して平成25年度は107講座とした。 また、市町村教育委員会との行政面での連携を図るため、市町村教育委員会・教育研究所から要請があれば、岐阜県総合教育センターの指導主事を出前講座として派遣する体制を整えるなど、岐阜県全体としての効率的な研修の実施に努めている。	教育研修課
11	意見	【教育研修課主催研修について ②専門研修の研修内容について】 表計算ソフトやプレゼンテーション用ソフト等の知識や技術を身に付け、自己的能力を向上させることは、生徒の成績管理や校務の処理及び授業の運営に役立つかもしれない。しかしながら、これらの研修内容は決して高度な内容のものではなく、いずれも基本的な内容となっており、わざわざ人員と時間を割いて県教育委員会で主催すべき研修内容ではない(情報教育関連講座については、平日に実施されており、出張費も県費負担となっている)。もし、教員にこれらの知識や技術がなく、授業の運営等に支障をきたしているならば、教員は自身で努力して知識や能力の向上に努めるべきであるといえよう。 岐阜県教育委員会は、研修講座提供の目的である「基礎学力定着のための教員研修の充実」を再検討し、県教育委員会で主催すべき講座の見直しが求められる。	122	措置済	平成25年度	平成25年度の講座構築にあたり、情報教育関連講座については、基本的な内容を自宅等でe-Learningシステムを活用して学び、その上で、教員のICT活用指導力向上のために必要な実践的で高度な内容の研修を行うこととし、13講座に精選した。なお、平成26年度に向けて、より高度な内容で、授業において効果的に活用する方法や児童生徒の学習状況を効果的に把握するために活用する方法等を学ぶための講座となるよう、引き続き見直しに努める。 また、基礎学力定着のための教員研修の充実を図るため、全教科において、従来の基礎学力の定着を目指した講座と課題解決や専門性の向上を目指した講座を統合して、教科指導力等の向上を目的とした講座として再構築した。	教育研修課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
12	意見	<p>【入学者選抜について】</p> <p>入学者選抜制度については、中学生の今後の将来を決定する可能性のある非常に重要な試験であるので、一度採用したら、頻繁に変更することは避けるべきであり、このためにも広く一般からも意見を募集するなどして、十分、審議を尽くしたうえで結論を出すべきである。</p> <p>なぜなら、従前より実施されていた高等学校入学者選抜試験より現行の試験制度に変更されたのが平成14年度であるが、前回変更されてから10年足らずしか経っておらず、また平成14年度入学者選抜試験導入以降も入試改善懇談会での議論を受けて、毎年度、高等学校入学者選抜に関する事務の事項について、必要な改善を図るとともに、平成17年度及び平成20年度には、諮問会を開催し、それぞれの答申に基づき、平成19年度及び平成22年度に入学者選抜の改善を実施している。</p> <p>このように3年に一度程度の頻度で入学者選抜制度の見直しが行われていることから、実際に受験した中学生及びその保護者に多大な影響があったものと考えられる。入学者選抜制度については、導入時はもとより、変更についても慎重に審議されるべきである。</p>	123	措置済	平成25年度	平成25年度からの新しい入学者選抜制度の導入にあたっては、有識者による諮問会を開催し慎重に審議するとともに、広く一般からも意見を募集するなどして、十分、審議を尽くしたうえで結論を出した。この入学者選抜制度は、頻繁に変更することは避け、運用上の必要な改善を図りながらも制度の定着を図っていく。	教育総務課
13	意見	<p>【入札執行について】</p> <p>管理委託契約の入札業者が1業者であるのは、機器を調達した業者でなければ管理運営は困難であるとの理由であった。そのため、管理委託契約は、1業者のみの入札になり、競争原理が働かない結果となった。</p> <p>実質的に同一業者が機器のリース契約と管理運営業務を行う必要があるのなら、入札自体も両者をまとめて行うのが、経済的に合理的であると考える。</p>	125	措置済	平成26年度	指摘のあった案件と同種の入札案件について、複数の調達対象業務(システム機器調達業務と当該機器管理委託業務の2業務)の仕様をまとめるについて、システム導入審査委員会から適当であるとの審査結果を受けて、2業務をまとめて入札した。	教育研修課
14	意見	<p>【企業内家庭教育研修について】</p> <p>家庭教育を推進するための取り組みとして、企業内家庭教育研修を実施していることは、大きく評価できる。しかし、実施企業数が非常に少なく、せっかくの素晴らしい取り組みが有効に機能しているとは言い難い。</p> <p>取り組みについては、各地区により、独自の取り組みもあるため、地区事務所間で情報共有を行い、効率的と思われる勧誘方法を教育事務所全体として検討し、実行していく必要がある。</p> <p>企業側メリットを引き出すには、企業だけではなく、従業員や一般住民への周知が不可欠である。飛騨地区の分析においても、「実施企業数が少ないため県民の認知度が低く、宣伝も限られているため、優良企業としての宣伝効果がない。」とある。企業側への勧説と同時に、一般住民への周知にも力を入れる必要がある。</p> <p>また、この事業はゼロ予算で実施されているとのことであるが、家庭教育の推進のため、更に開催件数を増やしていくことであれば、素晴らしい取り組みであるということを外にも示すためにも、ある程度の予算取りは必要である。企業側のニーズに合った適切な講師を招致するためにも、検討していただきたい。</p>	126	措置済	平成26年度	<p>各教育事務所の家庭教育推進専門職会議において、それぞれの事務所の企業内家庭教育研修の実施状況と企業への勧説方法、実施方法について情報共有を行った。</p> <p>また、記者発表やホームページにより実施状況を公表するとともに、各教育事務所が発行する家庭教育情報通信で紹介するなど周知を図った。</p> <p>教育事務所職員や小中学校の教諭等が講師を務め、身近な課題をテーマに研修を実施しており、参加者の満足度も高く継続して実施する企業も多い。</p> <p>今後も経費のかからない方法で多くの企業が研修会を開催するよう努力していく。</p>	社会教育文化課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
15	意見	<p>【理科教育振興法に基づく設備整備率について】</p> <p>高等学校においては、理科設備整備率、数学設備整備率ともにもっとも整備率の高い学校と低い学校で20%を超える差がある。数学設備整備率については、整備なしという学校が61校中41校と半数以上を占めている。</p> <p>また、特別支援学校においては、整備率の高低差だけでなく可茂特別支援学校において理科設備・算数・数学設備ともに整備なしとなっている。</p> <p>設備整備に関しては、各校の申請により購入されることとなっているため、各校の設備整備に対する意識の違いにより差がでてしまうものと推測される。また、可茂特別支援学校のように開校まもない学校において予算が割けずに整備が進まないといった実情がある。</p> <p>しかし、設備整備率の差は、少なからず教育の質に影響を与えると考えられる。同じ県立学校に通っているながら、教育の質に差があることは好ましくないため、県として各校の設備整備率がおよそ均一化するよう統制をとり、なんらかの対策をとる必要がある。</p>	129	措置済	平成26年度	<p>平成25年度から、特別支援学校を含めた全ての県立学校において、4年サイクルで当該設備を整備しており、整備率を高めていくよう努めている。</p> <p>各学校における理科や数学は、開講科目、授業の内容、単位数等が大きく異なるため、必要な設備も異なってくる。例えば、理科の科目10科目の内、2科目のみを開講している学校もあれば、8科目を開講している学校もある。</p> <p>そのため、おおよその均一化は考慮するが、各学校の特色に応じた取扱いをすることで、各学校の開講科目が一定の質を保って適切に実施できるように、整備を進めていく。</p>	学校支援課 特別支援教育課
16	意見	<p>【スクールカウンセラーについて】</p> <p>近年では、不登校やいじめ問題、通称、“モンスターペアレント”と呼ばれるような学校などに対して自己中心的ともいえる理不尽な要求をする親に対する対応等、教師の精神的負担も以前と比べものにならないくらい大きくなっている。そのため、生徒のみならず、教師に対する心理的なケアも非常に重要となっており、スクールカウンセラーの存在意義は非常に大きい。</p> <p>予算不足やスクールカウンセラーの人文材確保の難しさを理由として、全ての小学校にスクールカウンセラーを配置できないという現状も理解できるが、早急に県内全ての小学校にスクールカウンセラーが配置され、カウンセリング機能が強化されることを期待したい。</p> <p>学校現場に携わる人が元気であってこそ、岐阜県教育ビジョンで掲げる目標の達成に繋がっていくはずである。</p>	131	措置済	平成26年度	平成26年4月から、スクールカウンセラーを全中学校区に配置し、全小学校へ派遣することが可能となった。各校区の実情に応じた教育相談体制の充実に資するべく、市町村教育委員会等へ各校区に配置しているスクールカウンセラーカーの小中学校への計画的な派遣を依頼している。	学校支援課
17	意見	<p>【岐阜県教育人材バンクについて ①登録の促進について】</p> <p>各地区において数百名の登録があるものの、臨時の任用職員・非常勤講師等の需要に対して、岐阜県教育人材バンク登録者数が不足しているため、登録を促すための具体的方策を検討すべきである。</p> <p>岐阜県教育人材バンクへの登録者を増やすため、退職校長会、教頭会への協力依頼、教員採用試験時の人材バンク登録説明など、近年積極的に進めており、今後もさらに様々な方法で広報を行うことも検討する必要がある。</p> <p>また、常勤登録者の不足といった事実についても、広く周知し、非常勤を希望している場合には、常勤講師としての勤務についても十分な説明と共に登録を促す等、岐阜県教育人材バンクが今以上に有効に活用されることを期待したい。</p>	134	措置済	平成25年度	<p>岐阜県教育人材バンクへの登録者を増やすため、退職校長会、教頭会等に、継続して協力を依頼した。また、平成25年度の教員採用試験時には、人材バンク登録コーナーを設置し、教員を目指す学生への説明やその場での登録を進めた。</p> <p>常勤講師登録者の不足への対応としては、人材バンク登録時に、非常勤を希望している者に対して、常勤講師としての勤務についても十分な説明を行い、常勤講師としての登録も促している。</p>	教職員課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
18	意見	<p>【岐阜県教育人材バンクについて ②登録者の管理方法について】</p> <p>岐阜県教育人材バンク登録者情報について、各地区においてそれぞれ100～700名程度の登録があるにも関わらず、高等学校・特別支援学校を管理する教育委員会を除き、小・中学校を管理するすべての教育事務所で、手書きもしくはExcelで作成したデータを出し、紙資料として管理している。</p> <p>多数の登録者が存在するにもかかわらず、登録者情報を紙資料として管理することは現実的ではない。人材を検索する際にも、条件に見合う人材を、資料一枚一枚から目視により探すことになるため、非常に煩雑な状態となっている。</p> <p>したがって、岐阜県教育人材バンクの登録者管理について、県下全体の方針としてデータによる管理、もしくはシステムの導入を検討することは有用である。そうすることにより、必要な人材の発見スピードが向上し、人材比較が容易になり、また管轄地域外との情報交換が容易になること等により、業務の有効性及び効率性が一層高まると考えられる。</p>	134	措置済	平成25年度	各教育事務所において、登録者の一覧を作成し、データによる管理を行うこととした。データについては、登録の都度、更新することを徹底した。	教職員課
19	指摘	<p>【教員の勤怠管理について】</p> <p>勤務時間の把握が十分でない現状では、長時間勤務を助長する可能性があり、また、給与条例第32条第2項で定められた勤務時間より短い勤務となっていても、それが把握できない可能性もある。教育職員の職務と勤務態様に特殊性があるとしても、教育職員の健康管理上並びに勤怠管理上問題があるといえる。</p> <p>教育職員の勤務時間を見直しや分業化、会議等の短縮等への取組により、職員の多忙化を積極的に解消するよう各学校へ周知するとともに、「多忙化解消推進校」での取組みを紹介するなど、労働環境の改善に努めている。</p>	135	措置済	平成26年度	県立学校においては、平成25年10月1日から、退校時間を記録するシステムを運用することで、教職員の勤務時間を把握している。市町村立学校においては、勤務状況調査を行うことで、退校時間をはじめとする勤務状況について指導している。	教職員課
20	指摘	<p>【奨学金の滞納整理について ①滞納整理に対する取り組みについて】</p> <p>奨学金の滞納額が毎年増加する近年の状況に鑑み、岐阜県は滞納整理に対する取組みをより強化する必要がある。</p> <p>具体的には、岐阜県は債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの見直しをするなどして、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営が図られるよう、検討を行う必要がある。</p>	139	措置済	平成28年度	<p>滞納整理に対する取組みを強化するため「岐阜県選奨生奨学金貸与規則」、「岐阜県高等学校奨学金貸与規則」、「岐阜県子育て支援奨学金貸与規則」及び「岐阜県選奨生奨学金債権管理規定」について所定の改正を行った。</p> <p>また、返還者の利便性に配慮し、平成26年度から「口座振替」制度を導入し、口座振替可能な金融機関については、現在8行に拡大した。</p> <p>さらに、平成28年度から債権回収業務を専門業者に委託し滞納整理に取り組んでいる。</p>	教育財務課
21	指摘	<p>【奨学金の滞納整理について ②延滞金について】</p> <p>監査の結果、奨学金の滞納金額は77,795千円(1,976件)であることが確認できた。</p> <p>ただし、この滞納金額は奨学金元金を指しており、滞納した場合の延滞金は含まれていない。延滞金は、奨学金元金が返還された日において、延滞期間に基づいて確定する。</p> <p>各種奨学金貸与規則にもとづいて計算された延滞金で、平成23年度末時点でも未回収のものは、未確定の延滞金を考慮すると確定した延滞金と合わせて、合計で5,000万円を超えることが予想される。岐阜県は、早急に奨学金元金滞納額77,795千円の滞納整理事務を進めるとともに、確定した延滞金9,279千円についても同レベルで滞納整理を進める必要がある。</p>	141	措置済	平成28年度	<p>延滞金に対する取組みについては、延滞金未納者に対する催告通知の発送を行い、また、「岐阜県選奨生奨学金債権管理規定」を改正し、督促方法を明記した。</p> <p>なお、平成28年度から、奨学金元金の返還については債権回収業務を民間事業者に委託して滞納整理に取り組んでいる。ただ、延滞金の回収については、地方自治法施行令の規定により元金以外は収納事務を私人へ委託することができないため、延滞金も私人委託の対象とするよう、国に対し要望した。(H28知事会地方分権・内閣府共同提案)</p>	教育財務課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
22	指摘	<p>【授業料の収入未済額に関して ①授業料滞納者との接触について】 X高等学校における授業料の収入未済額は265,596円と岐阜県全体の10%超を占めている。上記収入未済案件(以下、「滞納案件」という。)における対象債務者は4名であるが、往査日において、授業料等滞納者記録簿を閲覧したところ、いずれも平成23年11月8日を最後に滞納者との接触がされていなかった。 平成24年度に入って、一度もアクションが無いため、早急に滞納案件の解消を進める必要がある。</p>	145	措置済	平成27年度	<p>滞納者4名のうち、1名は平成25年7月に、1名は平成26年度中に電話催告、臨宅などを繰り返したが、平成27年3月に消滅時効が完成した。 月5,000円ずつ納付があった1名は、平成26年11月28日に完納した。残る1名は、10,000円の継続納付があり、平成26年度中に合計50,000円を納付し、授業料の未納額は72,121円となった。納付確認書の提出もあった。この授業料の未納額が残る1名については、継続して納付の意思があることを確認しており、今後も定期的に分納させ、早期の滞納案件の解消をめざす。</p>	
23	指摘	<p>【授業料の収入未済額に関して ②授業料等未納対策検討委員会について】 X高等学校において、上記の4つの滞納案件のうち、債務者B及び債務者Dに関しては、いずれも平成21年9月29日に検討委員会が開催されている。しかし、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従えば、必置条件(1)の適用によって債務者Dについては平成21年1月に、また、必置条件(2)の適用によって債務者Bは平成21年6月、債務者Dは平成21年5月に少なくとも検討委員会を設置する必要があり、当該委員会にて徴収方針を定めるとともに滞納解消に努める必要があった。 また、同要綱に従えば、4ヶ月以上滞納しており、面接指導に応じない場合は、再催告書を発送するよう規定されており、当該再催告書には指定納期限までに納入されないときは、連帯保証人への連絡並びに除籍処分及び裁判所への支払督促の申立ての手続きをとることが明記されている。しかし、上記の滞納案件については、これらのいずれの手続きもとられることもなく、現在に至っている。 授業料の滞納等によって、生徒の除籍を求めるのは教育者として酷な判断であるかもしれないが、規定に従った手続きをとったうえ、要綱により難い事情がある場合は隨時、校長は教育長へ協議し、必要な手続きをとる必要がある。</p>	146	措置済	平成27年度	<p>平成26年度は、平成26年5月20日、平成26年6月10日、平成27年2月17日の計3回授業料等未納対策検討委員会を開催し、授業料の徴収促進、滞納解消を図るため校内組織で対応方針を検討した。平成27年度は、6月30日に第1回授業料等未納対策検討委員会を開催した。今後も、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従い、授業料等未納対策検討委員会を開催することとした。</p>	
24	意見	<p>【生産物収入のある学校について ①生産物の販売価額決定について】 岐阜農林高等学校では生産物の販売価格を決定する際に、「生産物販売価格決定調書」を作成し、価格の妥当性について検証している。「生産物販売価格決定調書」には、価格決定資料を添付する。その資料としては、i. 新聞における卸市場価格、ii. 近隣小売価格、iii. 原価計算のいずれかとしている。 「生産物販売価格決定調書」を閲覧した際、赤米(平成23年12月1日以降に販売)にかかる販売価格について以下のように販売価格が決定されていた。 『学校販売価格であり、精米の精度が市販品より多少落ちるため、上記の小売店A、小売店Bの平均価格の50%程度の価格とする。』 近隣小売価格を参考として価格の決定されている白米の場合、販売価格は小売価格の85%程度としており、また、これが学校の方針として一定の基準となっている。しかし、上記赤米については、精米の精度が落ちるとはいえ、著しく販売価格を下げている。 生産物の販売にあたっては、小売価格よりもある程度下げるることは、地域貢献として許容できるが、あくまでも生産物の販売収入は県の収入であり、著しく低い販売価格を設定するべきではないと考える。 なお、現在、生産物の販売価格設定方法は特に定められていないことから、マニュアル等を作成することも考えられる。</p>	148	措置済	平成26年度	<p>通常は、販売開始前1週間程度の市場価格や近隣の販売所の価格、原価計算をもとに価格基準をつくり、商品のサイズや品質、ニーズや付加価値等を考慮し、価格を決定している。 また、生産物は極力販売できるように努めているが、品質の保証や衛生面等による信頼維持のため、品質が著しく劣る生産物については廃棄処分を行っている。 今回の指摘を受け、廃棄までには至らなくとも販売可能な生産物についても、商品規格を事前に設定し、適正な販売価格で処分するよう、県内農業関係高等学校の会議(平成26年2月及び平成26年5月に開催)において周知徹底した。</p>	岐阜農林高等学校 学校支援課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
25	意見	<p>【生産物収入のある学校について ③原価計算の実施について】</p> <p>可茂特別支援学校では、作業学習において製作した作業製品の価格の妥当性について学校評議員へ意見を求めていた。学校評議員の意見は、値段自体は高くもなく安くもない値段であり妥当であるとのことであった。</p> <p>本校では作業製品の製作に関して、原価計算を行っておらず、値段の妥当性を検証する手段としては市場価格を勘案するのみである。販売価格が妥当かどうかの判断は、原価計算を行ったうえ、さらに市場価格を勘案することが望ましい。担当教諭にヒアリングしたところ、「教育上も、製品がいくらかかって出来ているか生徒に計算させ、それを把握したうえで販売することによって、世の中の商売についての学習がより一層深まる」とのコメントを頂いており、次年度以降、原価計算を実施し、販売価格の妥当性を検証する際の資料とともに、生徒の学習に役立てていただきたい。</p>	149	措置済	平成25年度	<p>平成25年度に販売を予定している食品については、原価計算を実施し、市場価格を勘案のうえ価格を設定した。食品以外については、廃材を利用したりご厚意により頂いたものを材料として利用している製品もあるため市場価格を調査し価格を設定している。</p> <p>今後も、原価計算、市場価格を考慮して、販売価格を決定していく。</p>	可茂特別支援学校
26	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ①運営委員会の設置について】</p> <p>岐阜農林高等学校においては、学校徴収金全体の適正化を図る目的で、運営委員会に代替する会議体として「補助教材等選定審査会」を設けており、学校徴収金については当該審査会にて協議・承認を行っている。</p> <p>しかしながら、当該審査会の構成員は、校長・教頭・事務部長・教務主任・各部長・各学科主任・各教科主任・教務補助教材係から成っており、「岐阜農林高等学校学校徴収金事務取扱要領」第5条に反して保護者等の学校外部の者は入っていない。</p> <p>学校徴収金は私費であるものの、学校運営に欠かすことのできない重要な資金であり、独立した立場の第三者であるところの学校外部の者が構成員に加わるよう規定されている趣旨は、学校徴収金について不正のないガラス張りの運用がなされることを担保するためであると考えられる。したがって、現在存在する「補助教材等選定審査会」による協議・承認だけでは、学校徴収金全体の適正かつ透明性のある運用を行う上で十分とは言いがたい。</p> <p>校長は、保護者等も交えた運営委員会を設置し、毎期の事業計画(案)や予算(案)、及び決算(案)について当該運営委員会に諮り、適切な承認を得る必要がある。</p>	149	措置済	平成25年度	<p>保護者(育友会執行委員会委員)を加えた運営委員会を設置した。当該運営委員会を平成25年3月28日に開催し、各学年会計、旅行等積立金会計、農業クラブ会計及び生徒会会計について、平成24年度決算状況及び平成25年度予算について説明し、承認を得た。</p> <p>今後も、運営委員会の進め方などについて見直しを行なながら、継続的に実施し、学校徴収金の透明性の確保に努める。</p>	岐阜農林高等学校
27	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ②学校徴収金事務取扱要領の柔軟性について】</p> <p>「岐阜県立大垣特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第14条において「校長は、監査終了後すみやかに決算(案)を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、卒業年次の学年会計の決算報告(4月1日から3月31までの決算報告)については、児童・生徒在学中(3月中)に保護者に対して行わなければならぬため、運営委員会承認前に「仮決算」の状態で行っている。</p> <p>保護者への報告が、仮決算の状態にて報告となってしまうことは、3月終了時点でなければ決算が確定しないことから致し方ないものと考えるが、現状では上記学校徴収金事務取扱要領に定められた規程を遵守していない状態となっている。</p> <p>決算は「承認」の後「報告」という流れが原則であるが、規程の作成は柔軟であってしかるべきであるため、規程上、なお書きを付すなどして「承認」と「報告」が前後してしまうという例外の存在を認める、もしくは報告の前に「仮承認」を実施し、報告後に正式な承認をする旨の記載に変更する必要がある。</p>	150	措置済	平成25年度	<p>平成25年1月4日付けで「岐阜県立大垣特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第14条を改正し、校長は決算(案)について、運営委員会の仮承認の後、保護者に報告することとした。また、決算期終了後に決算について運営委員会の承認を得ることとした。</p> <p>なお、平成24年度の決算については、改正後の規定に従い行った。</p>	大垣特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
28	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ③退学者への還付金について】</p> <p>岐阜工業高等学校における「1年生定時制学年会計」について、年度途中の退学者1名につき、還付額の計算を担当者が誤ったために、20,000円過大に還付していた事例が監査で発見された。原因は担当者の勘違い及び決裁段階でのチェック不足であった。</p> <p>その後、学校長は、速やかに当該退学者に対して誤って還付した理由を説明するとともに、過大還付した20,000円を返納していただくよう依頼し、返納を受けた。これを受け、学校長はさらに他の退学生の還付額についても再調査したが、同様の誤りはなかったとのことであった。</p> <p>還付計算は非定形・非経常的なものであるため、より慎重に計算するとともに、決裁者のチェックも深度あるものとすることが必要である。</p>	151	措置済	平成25年度	学校徴収金等にかかる退学者への還付金については、決裁ルートに複数の職員を加え、厳重にチェックを行うこととし、適正な事務処理に努めている。	岐阜工業高等学校
29	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ④学校徴収金会計の決算業務について】</p> <p>岐阜工業高等学校にて、平成23年度における各学校徴収金会計に係る決算書、及び会計監査報告書を閲覧した結果、すべての学校徴収金会計について平成23年度末日である平成24年3月31日における決算書を作成していないまま、会計監査を受けていた。</p> <p>これに伴い、「進路指導部会計」、「定期制給食会計」及び「3学年建設工学一括会計」において、決算書における次期繰越額と会計別普通預金口座の平成24年3月31日時点の預金残高が不一致となっていた。</p> <p>差額の発生原因は、年度末以降での決算書の作成及び会計監査の実施により防ぐことが可能であり、これらの手続きの実施時期を見直すべきである。</p>	151	措置済	平成26年度	平成25年度決算から、会計監査を翌年度に実施することに改め、適切に会計処理を行っている。(平成25年度決算については、平成26年4月7日に実施)	岐阜工業高等学校
30	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑤会計事務引継書の正確性について】</p> <p>岐阜高等学校における「岐阜県立岐阜高等学校学校徴収金事務取扱要領」第15条において、会計担当者の異動があった場合においては、会計事務引継書を作成のうえ、速やかに後任者に引き継ぎを行わなければならない旨が規定されている。</p> <p>岐阜高等学校22年度生学年諸費会計において、通帳残高及び出納簿では残高は1,070,019円であったが、会計事務引継書には1,037,968円と記載されていた。当該差異理由は、平成21年度生3名分(留学等をしたため、平成21年度入学生ではあるが、学年は平成22年度生と同学年の生徒)を別で管理していたため、平成22年度生のみの残高を会計事務引継に記載していたとのことであった。会計事務引継書を作成する目的は、年度末時点での預金残高と出納簿残高の一致を確認するとともに、後任の会計担当者に適切に預金残高、及びその事務を引き継ぐことである。会計事務引継書には、通帳残高及び、出納簿の残高を適切に記入し、根拠資料を示したうえ、引継ぎ人から引受け人へ事務を引き継ぐことが必要である。</p>	152	措置済	平成25年度	平成24年度末の会計事務引継ぎは、通帳残高及び出納簿の残高の記入と、根拠資料の明示により、適正に実施した。 今後とも、適正な事務処理に努める。	岐阜高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
31	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑥会計証憑の管理不足について】</p> <p>岐阜県立高等学校における学校徴収金事務取扱要領には、いずれの学校においても以下の趣旨の条文が存在している。</p> <p>「収入・支出に係る事務は文書により起案し、事案ごとに適切な者による決裁を受けることを原則とする。」</p> <p>当該文書には、収入・支出の根拠となる証憑を添付する必要があり、作成・承認された文書は会計調書として一定期間保存される必要がある。</p> <p>大垣桜高等学校において2年生学年会計調書ファイルを閲覧したところ、生徒への各種返戻金(未利用のバス代・傷害保険料等)の受領書が、支出金調書に添付されず未整理であり、受領日付が記載されていないものが存在した。</p> <p>支出の相手方から入手した受領書は、支出の事実を裏付ける最も有力な証拠であり、例外なく支出金調書に添付する必要がある。支出金調書と分離された保管では、受領書の紛失リスクが高く、さらに、事後的な検証の場などにおいて、担当者以外の者にはいざれの支出に対する受領書であるのか判別することが困難となる。</p> <p>また、受領日付のない領収書は、仮に返金を巡った紛争が発生した際の対抗力が十分ではない。相手方が記載を忘れていた場合は、追記を求めることが最善ではあるが、それが難しい場合は学校側で受領日付印を押すなどして、その入手日を明確にする必要がある。</p>	152	措置済	平成25年度	<p>未整理となっていた「生徒への各種返戻金受領書」については、学校側で受領日付印を押印し、該当する支出金調書に添付した。</p> <p>受領日付けについては、相手方へ記載を求め、それにより難い場合には、受領日付印の押印を徹底している。</p>	大垣桜高等学校
32	意見	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑦未利用口座の定期的な検証について】</p> <p>大垣桜高等学校には、「国際交流基金会计」なる会計が存在するものの、当該会計の平成23年度収支決算書を閲覧したところ、収入は繰越金及び預金利息のみであり、支出はゼロであった。同会計及び金融機関の専用口座は、平成21年度よりこれ以外の利用はない。平成21年度は新型インフルエンザの発生で海外研修は中止となり、平成22年度からの海外研修は保留(休止)決定されたため、当該会計及び金融機関の専用口座は利用されていないが、毎年会計報告されている状態である。</p> <p>また、同様にして「芸術鑑賞積立金会計」なる会計が存在するものの、当該会計及び金融機関の専用口座は、平成13年、16年、19年に利用があったが、その後一切の利用がないままにされていた。なお、当該会計については、当該目的を達成するための収支は別会計で賄うようになったため、当該会計及び金融機関の専用口座の今後の利用はない見込みである。</p> <p>一般的に、未利用口座は管理者の目が届きにくく、不正な目的に使用されるリスクが相対的に高い。また、上記2会計口座のうち、「国際交流基金会计」の口座には残高が存在しており、他の会計への適切な流用や寄付等を行えば、資金を有効に利用できる可能性も考えられる。</p> <p>会計及び金融機関の専用口座について、現在利用していない場合はもちろんのこと、今後の利用予定が不明な場合には、今後の使用見込み等を定期的に検証し、適切な処理を検討すべきである。</p>	153	措置済	平成26年度	<p>「国際交流基金会计」については、平成25年3月21日に開催した育友会運営委員会において、今後1年間をかけて使用見込みを検証していくことについて説明し承認を得、平成25年4月26日に開催した育友会総会においてその旨を報告した。その後、平成25年度末において使用実績がなく今後の使用見込みもないことから、平成26年3月1日に開催した育友会会計運営連絡委員会において、平成25年度限りで廃止とし、平成26年3月末に当該口座を解約し育友会に寄付することについて説明し承認を得た。また、平成26年4月25日に開催した育友会総会においてその旨を報告した。</p> <p>「芸術鑑賞積立金会計」については、今後の使用見込みがないことから育友会長の承認を得て、平成24年12月19日に当該口座を解約し、預金利息は育友会に寄付した。また、平成25年3月21日に開催した育友会執行委員会においてその旨を報告した。</p>	大垣桜高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
33	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑧支出金調書添付の領収書等への検査について】</p> <p>高等学校及び特別支援学校における学校徴収金に係る会計では、岐阜県会計規則に規定されている事務手続きに準拠した事務処理を行っている。ほぼすべての収支について契約金額は百万円以下であるため、根拠として契約の相手方から入手した納品書や請求書に検査の署名等を行うことにより対応している。</p> <p>大垣桜高等学校及び可茂特別支援学校では、科によっては納品書へは検査の署名等を行うが領収書へは行わない、という認識で運用がなされていた。ただし、検査の署名等が確認できなかった領収書はおよそ立替払に係るものであり、監査上確認した限りにおいてはこの手続に問題は存在しなかった。</p> <p>しかしながら、現場によっては、立替払において領収書への検査手続が不要との認識はなく、立替払に係る領収書への検査を行っているものがあった。したがって、業務の効率性の観点から当該検査手続について、現場での周知徹底を行すべきである。</p>	154	措置済	平成25年度	立替払における領収書への検査手続が不要であることを、各部門の代表職員により校内の管理運営を審議する企画委員会及び、職員会議等において周知徹底した。	大垣桜高等学校 可茂特別支援学校
34	意見	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑨会計間の振替処理及び証憑保存について】</p> <p>大垣桜高等学校では、文化祭バザーに関する収支を「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」として一冊のファイルにまとめて管理しており、文化祭バザーに関する収入について、「家庭クラブ会計」に振り替えるという処理を行っている。</p> <p>バザーでの収入に関する調書は、「家庭クラブ会計」の収入金調書として作成されていたものの、「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」の中には「家庭クラブ会計」への支出を示す調書は作成されていなかった。</p> <p>また、「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」におけるバザーでの直接の収入に関しては、その収入額についての資料は存在したものの、根拠となる証憑はすべて「家庭クラブ会計」の収入金調書に添付されていた。</p> <p>複数会計に跨る収支の証憑については、そのいずれの会計においても収入及び支出を示す調書を作成すべきである。現状では、「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」を閲覧するだけでは、これらの収入が「家庭クラブ会計」に振り替えられていることがわからず、好ましくない。</p> <p>なお、本件の場合、同じ事象に対して二つの会計で収入が発生することになるが、根拠証憑は一つしか存在しない。いずれか一方の会計において、コピーを添付すること等により対応する必要がある。</p>	154	措置済	平成25年度	<p>「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」において、文化祭バザーに関する収入を「家庭クラブ会計」へ支出したことを示す調書を作成し「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」に添付した。</p> <p>また、文化祭バザーの直接の収入に関しては、「家庭クラブ会計」の収入金調書に添付されていた根拠となる証憑をコピーし「家庭科(文化祭・商工祭)バザー決算報告」に添付した。</p>	大垣桜高等学校
35	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑩利息収入について】</p> <p>大垣桜高等学校には、各科の実習費会計からの振替で、生徒が被服製作技術検定や食物調理技術検定等を受験する際の検定料等を一時的にプールし、当該検定を取りまとめている学校(専門課程のある高等学校が毎年持ち回りで取りまとめを行っている。)へ支払うための素通り会計が存在する。専用の銀行口座も存在しているが、毎年振替額と支出額が一致しているため、学校側に会計としての認識はなく、決算報告は行っていない。</p> <p>しかしながら、期中に一時的に資金がプールされることから預金利息が発生しており、数十年の時を経て、現在5,000円程度の残高があるものの、決算報告を行っていないため、簿外資産となっている。</p> <p>上記の口座に振り替えられ、検定料として支払われる資金は、もともとは学校徴収金の一部であり、当該資金によって発生した利息収入は、本来学校徴収金を負担している生徒に還元されるべきである。今後も毎年数十円の利息収入が発生すると考えられることから、適切な収支決算報告を行い、生徒会や育友会へ寄付する等して、残高を適切に処理すべきである。</p>	155	措置済	平成25年度	平成24年度決算報告において、発生した預金利息を含め収支決算報告を行い、その預金利息については「家庭クラブ会計」に入金することの了承を得て整理した。	大垣桜高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
36	意見	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑪帳票の二重チェックの必要性について】</p> <p>可茂特別支援学校では、児童・生徒からの学校徴収金の徴収があつた場合、その総額を学年会計等の細分化された会計口座に振り替えるための「口座振替一覧」を、事務長がその都度作成している。そして、作成された振替一覧を銀行へ提出し、それに基づき口座振替が実施される。振替が完了した時点で、事務長が、その結果を各会計の主事へ連絡する。</p> <p>しかしながら、「口座振替一覧」作成から振替の完了までを事務長が単独で行っているため、年間平均して2.3回程度、その内容を間違えてしまい、誤った振替が行われていることが判明した。その誤りは、通常各会計主事へ連絡した段階で判明し、その後、振替伝票を作成の上、資金の移動を正すという措置を取っている。</p> <p>「口座振替一覧」の作成ミスは、単純な事務作業ミスであり、二重チェック等の統制が入ることにより、格段にその発生率は低下すると考えられる。したがって、現在、各会計主事への報告は事後となっているが、これを事前に行う等により、事務長以外の者のチェックが入る体制をとるべきである。</p> <p>たとえば、「口座振替一覧」を作成後、銀行提出前に各会計主事へ回覧する等が考えられるが、回覧に際して時間的な制限がある場合は、「口座振替一覧」を作成者以外の者が一括チェックするなどによっても、作成間違い回避に資すると考えられる。これにより業務の有効性及び効率性を向上させることを推奨する。</p>	155	措置済	平成25年度	<p>平成25年度より、事務長が「口座振替一覧」を作成した後、係内の他者がチェックを行っている。</p> <p>また、同時に部主事にも「口座振替一覧」を配付し、できる限り振替実施前にチェックするよう努めている。</p>	可茂特別支援学校
37	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑫支出金調書添付の領収書不足について】</p> <p>可茂特別支援学校における学年会計の支出金調書記載の支出金額に対して、添付されている領収書金額合計が不足しているもののが存在した。</p> <p>当該支出の内容を詳しく知る教員は、すでに他校へ異動となっており、領収書の添付漏れであるのか、領収書受領漏れであるのか、もしくは不正支出であるのか、判別することができなかった。</p> <p>「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第10条第3項には「支出金調書に基づかない預貯金の払出しは、これを認めない。」との定めがある。支出金調書の記載方法の詳細についての定めはないが、調書に添付される証憑と調書記載の決裁金額を一致させるべきであることは当然のことであり、不一致であるにも関わらず、理由の記載もなくそれが承認されている状態は不適切な支出を防止するためにも、看過できない。</p> <p>支出金調書の承認者は、支出理由の確認及びその金額の妥当性確認に細心の注意を払い、調書と証憑の金額が不一致の場合には、その理由の正当性が確認できるまで、決裁承認すべきではない。</p>	156	措置済	平成26年度	<p>当該指摘のあった案件は、資金前渡によるものであり、領収書の添付は支出決裁後となる。したがって、資金前渡による支払いの場合は、支出後に適正な支出がなされているか精算状況を確認する必要があるが、実施されていなかった。</p> <p>そのため、支出後にはその都度領収書を添付した精算調書を作成し、精算調書の決裁により、支出金額の妥当性を確認することとした。</p>	可茂特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
38	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑯印鑑と通帳の分別管理について】</p> <p>「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第11条には以下の定めがある。</p> <p>第2項 預貯金通帳は、事務長以外の教職員が管理するものとする。</p> <p>第3項 預貯金口座の登録印鑑は、公印とは別に作成し、事務長が管理するものとする。</p> <p>「学校徴収金チェック表」には、印鑑管理者として事務長の名前が記載されており、預貯金通帳の管理者には、それとは別の担当者の名前が記載されている。</p> <p>しかし、印鑑が保管されている金庫と、通帳が保管されている金庫は別のものとなっているが、両金庫の鍵は同じキーリングについており、事務長が一括して保管している。</p> <p>現状の管理では、印鑑管理者も通帳管理者も実質的には事務長であると考えられる。印鑑と通帳管理者を分けるべきであると定めた意図は、口座及びその資金の不正利用防止のためであるため、通帳が保管されている金庫の鍵は別の担当者が保管することにより、その目的達成に資する必要がある。</p>	156	措置済	平成25年度	平成25年3月以降、預貯金通帳の保管金庫の鍵は別の担当者が保管し、印鑑の保管金庫の鍵とは別に管理する体制とした。	可茂特別支援学校
39	指摘	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑯学校徴収金振替手数料の負担について】</p> <p>岐阜県立高等学校では、生徒から徴収する資金の中に入学金のように県歳入となる項目がある場合、それ以外の私費(PTA会費や実習費等、学校が独自に徴収する費用)も含めて、岐阜県の生徒情報を管理するシステムで口座振替データを作成し、そのデータによって銀行が口座振替処理を行っている。(Ⅰ)</p> <p>一方、特別支援学校では、児童・生徒から入学金を徴収しないため、県歳入となるものが存在しない。このため、岐阜県のシステムの対象外とされてきたことから、直接それぞれの学校が契約する銀行において、口座振替によって学校が管理する口座に学校徴収金が振り替えられることとなっている。(Ⅱ)</p> <p>ここで、上記Ⅰのケースにおいて、口座振替による授業料等の収納事務は、岐阜県と銀行との協定上、振替手数料が無料となっており、生徒の口座振替手数料はかからないこととなっている。</p> <p>しかし、上記Ⅱのケースにおいては、銀行の口座振替システム(自動集金サービス)等が活用され、その振替手数料は一部学校を除き有料となっており、当該手数料は児童・生徒が負担している。</p> <p>児童・生徒にとって、高等学校であっても特別支援学校であっても、岐阜県立の学校に通っているという意味において同様であるため、必要経費の支払いにおける振替手数料負担の違いについては検討の余地がある。</p> <p>県立学校に通う児童・生徒の資金負担の平準化のために、児童・生徒から徴収する資金の中に県歳入があるか否かに問わらず、県システムを利用するなどして徴収事務を行い、協定の中で統一した取扱いをするなどの検討が必要である。</p>	157	措置済	平成26年度	特別支援学校における私費の口座振替については、平成27年度から高等学校と同じシステム(高校授業料等口座振替システム)を利用し、振替手数料を無料とすることとした。	教育財務課 特別支援教育課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
40	意見	<p>【学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について ⑯学校徴収金の徴収方法等決定事務の効率化について】</p> <p>特別支援学校では、先述⑯のとおり公金の徴収がないことから、学校徴収金の徴収方法等について学校長の決定に委ねており、県としては明確な指針を示していない。そのため、銀行との契約締結等すべての準備を学校事務担当者が行うこととなっており、学校設立当初、その方向性決定から銀行との契約締結に至るまで多大なる時間と労力を要することとなり、業務の効率性を欠いている。</p> <p>私費である学校徴収金の徴収方法等について県が指針を示さないことは、学校側の選択の幅を広げ、かつ決定権を与えることで、児童・生徒の保護者等の意向を踏まえつつ学校の裁量で対応できるという利点があるが、一方で、私費といえども県教職員がその取扱事務を行う以上、その業務の効率性を改善するために、県として対策を講じる必要性もある。</p> <p>高等学校と特別支援学校教職員の事務負担の平準化、及び特別支援学校における事務作業の効率化のために、特別支援学校における学校徴収金の徴収方法等について、県が基本指針(推奨モデル、実例等)を示すなどして主導的に動くことも検討が必要である。</p>	158	措置済	平成26年度	特別支援学校における学校徴収金の徴収方法については、平成27年度から高等学校と同じシステム(高校授業料等口座振替システム)を利用する方法とした。これにより、準備段階で行っていた、金融機関の選定から金融機関との契約に至るまでの事務が軽減される。	教育財務課 特別支援教育課
41	指摘	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について ①決算額欄への記載方法について】</p> <p>「学校徴収金等チェック表」の留意事項②の区分においては、会計毎で平成23年度予算額及び決算額の数値を記入することとしている。ただし、決算額について収入面の決算額であるのか支出面での決算額であるのか記載要領から判断できないため、往々した学校によってある学校では収入面の決算額をある学校では支出面での決算額を記入するなど、記載内容に不整合がみられた。</p> <p>統一した記載がなされるよう、記載要領の見直しや、学校関係者への周知徹底が求められる。</p>	160	措置済	平成25年度	<p>平成25年3月27日付けで「公費・私費負担区分等ガイドライン」を策定し各課、各校へ通知したところですが、当該ガイドラインにおいて、これまでの「学校徴収金」を、保護者の方々から一時学校でお預かりし清算するものとして「学校預り金」に名称改正した。</p> <p>「学校徴収金等チェック表」についても、指摘のあった決算額欄の記載方法も含めて総合的に見直した「学校諸費状況報告書」に様式を改正し、平成25年8月1日に各学校へ通知した。</p>	教育財務課
42	指摘	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について ②PTA(育友会)会計の記載漏れについて】</p> <p>多治見工業高等学校において「入会金積立会計」「整備促進積立金会計」「部活動積立金会計」が、岐阜高等学校において「PTA財源調整基金積立金会計」「創立140周年記念事業基金積立金会計」「空調設備基金積立金会計」「部活動遠征費基金積立金会計」が、大垣桜高等学校において「同窓会会計」が、「PTA(育友会)会計・部活動後援会会計チェック表」に記載されていなかった。</p> <p>留意事項にはPTA(育友会)会計のすべての会計名を記載する旨が記載されているので、上記高等学校はすべてのPTA(育友会)会計について報告する必要がある。</p>	160	措置済	平成25年度	各県立学校における職員が携わる私費会計の全ての状況について把握するための報告である調査趣旨を徹底し、指摘のあった各校のそれぞれの会計も含めて、平成25年度の報告から全校の対象会計の全ての報告を受けた。	教育財務課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
43	意見	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について ③繰越残高欄の報告について】</p> <p>「学校徴収金等チェック表」には予算額及び決算額を記入することが求められているが、年度末時点での繰越残高(収入決算額－支出決算額)を記載する箇所が設けられていない。</p> <p>学校徴収金については、受益者負担の原則に基づき、学校における教育活動の必要性から保護者からの負託を受けて取り扱うものであり、校長は誠実かつ適正に処理しその活用経過及び結果について保護者に報告する責任がある。また、PTA会費をはじめとする団体徴収金についても、保護者と学校の協力により生徒の健全な教育的環境を供与するとともに、会員相互の教養を高めることを目的として徴収されるものであり、会計事務を負託された校長は会計事務処理の経過及び結果について会長に報告する責任がある。</p> <p>両者はいずれも積立目的で徴収していないのであれば、当該年度に活用されるべきものであり、繰越金が生じることは適正に予算が活用されなかつ可能性がある。このため教育財務課は、適正に予算の活用がなされたかどうか確認するため、繰越残高についても報告を求める責任があると考える。</p>	160	措置済	平成26年度	<p>「学校徴収金等チェック表」については、指摘のあった繰越残高の記入欄も含めて総合的に見直しを行い、「学校諸費状況報告書」に改正した。また、平成25年8月1日に各学校へ通知し、繰越残高の報告を受け、予算の活用状況を確認した。</p>	教育財務課
44	指摘	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について ④部活動会計の記載と報告について】</p> <p>「学校徴収金等チェック表」にて教育財務課へ報告する学校徴収金は、各学校が定めている「岐阜県立〇〇〇〇学校学校徴収金事務取扱要領」に列挙されている会計が該当する。学校徴収金については、正確な定義がなく、各学校の判断に委ねられているが、主に修学旅行等積立金、実習費、部活動費、生徒会費など各県立学校において徴収する費用を指し、入学金、PTA会費などの団体徴収金以外のものが該当する。</p> <p>ここで、部活動会計(部活動振興会会計を除く)に関しては「学校徴収金事務取扱要領」に記載されていないため、「学校徴収金等チェック表」の記載から漏れ、教育財務課への報告対象になっていない。このため、往々した学校の学校徴収金等チェック表を閲覧した結果、部活動会計が学校徴収金等チェック表にて報告されていたケースは見受けられなかった。また、学校内における部活動会計の管理については、通帳や銀行届出印の管理状況及び収支報告の有無について、校長や事務部長が情報を網羅的に把握していないケースが散見された。</p> <p>部活動会計においても、他の学校徴収金と同様、教職員が学校において扱うお金に変わりはない。管理責任が教職員にあるならば「学校徴収金事務取扱要領」において学校徴収金、もしくはこれに準ずるものとして位置づけたうえで、学校内における管理や報告のルールを見直し、教育財務課は各学校から網羅的に報告を求める必要がある。</p>	161	措置済	平成26年度	<p>各学校ごとに定めることとしている「岐阜県立〇〇学校学校徴収金事務取扱要領」については、「岐阜県立〇〇学校学校預り金事務取扱要領」に改正し、その中で指摘のあった部活動会計も学校預り金の対象会計として明確化し、平成25年7月29日に各学校へ通知した。</p> <p>これにより、平成25年度から「学校諸費状況報告書」により、職員が会計事務に携わる部活動会計についても他の会計と同様に報告を受けることとした。</p>	教育財務課
45	意見	<p>【学校徴収金等チェック表の記載及び利用方法について ⑤総括】</p> <p>各県立学校から決算額や管理状況について情報収集することで学校徴収金等の適正かつ効率的な処理が県会計規則に準じて行われているかどうかを確かめることは有意義である。今後、岐阜県は管理状況の検証だけに留まらず、県の予算以外で県立学校の運営に使用されているお金がどれくらいあるかを分析したうえで、教育費への予算案分等に役立てていく必要がある。</p>	161	措置済	平成26年度	<p>平成25年3月27日付けで「公費・私費負担区分等ガイドライン」を各課、各校へ通知し、公費負担すべき経費と私費負担を求める経費について区分を示した。</p> <p>本ガイドラインの運用により、公費と私費の区分を明確化するとともに、各学校における私費支援の規模や状況を把握し、平成25年度9月補正予算及び平成26年度当初予算に反映した。</p>	教育財務課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
46	指摘	<p>【私費会計について ①公費と私費の使い分けについて】</p> <p>私費会計からの支出のうち、公費負担とすべきであると考えられるものを一部抽出したが、監査の過程で判断に困る性格の経費も多々存在した。近年、新聞記事でも取り沙汰されているように、全国的にPTA会費の使途については関心が高まっており、公費及び私費の明確化の試みが進められている。</p> <p>例えば、長野県教委では平成22年度に「学校徴収金の基本的な考え方について」を公表し、その中で①学校徴収金の定義、②学校徴収金に関する基本原則、③公費負担と私費負担との区別の考え方等をまとめている。</p> <p>岐阜県においても、各県立学校などで学校徴収金の使途等についてバラツキがみられる現状を整理するためにも、公費及び私費の範囲を明確にし、会計事務担当者に周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、岐阜県は現在、各県立学校長に対し、学校徴収金等の執行状況を把握するべく、「学校徴収金等チェック表」の作成を依頼し、教育財務課経理係へ提出を求めている。今後、「学校徴収金等チェック表」を利用し、各学校で公費以外にどのような経費が発生しており、公費予算の十分な計上がなされているかどうかを精査した上で、学校徴収金や団体徴収金の使途が誤っていないかどうかチェックする体制を築く必要がある。</p>	165	措置済	平成26年度	<p>平成25年3月27日付けて「公費・私費負担区分等ガイドライン」を各校へ通知し、公費負担すべき経費と私費負担を求める経費について区分を示し、地区ごとの校長会議や事務長会議において周知徹底した。</p> <p>当該ガイドラインの運用により、公費と私費を明確に区分し、必要な公費予算を計上している。</p> <p>また、使途の適正化に関しては、私費会計事務実地検査等によりチェック体制を構築している。</p>	教育財務課
47	指摘	<p>【私費会計について ②領収書の宛名について】</p> <p>PTA会費から支払われた経費の領収書について、その宛名が「〇〇高等学校」もしくは「〇〇高等学校校長」となっていた事案が多々見受けられた。PTAは任意団体であり、学校とは組織を別にするため、領収書の宛名は「〇〇高等学校PTA」や「〇〇高等学校PTA会長」とすべきである。</p> <p>県立学校においては、公費、私費(学校徴収金、団体徴収金)と様々な会計があり、どの会計から支出した経費かを明確にするには領収書の宛名は非常に重要である。経費負担者が明確な領収書を受領できるよう、関係者に周知徹底させる必要がある。</p>	166	措置済	平成26年度	学校諸費(私費)会計については、県の会計基準に準じて適正に会計処理を行うこととしており、その執行にあたっては、当該指摘の内容も含め、適正処理について私費会計事務実地検査等により指導徹底を図っているが、請求書や領収書の宛名の適正な記載については、平成26年9月18日付け教財第437号「私費会計の適正な会計処理について(通知)」により、改めて各学校長宛てに通知した。	教育財務課
48	指摘	<p>【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について ①源泉徴収漏れについて】</p> <p>「報酬・料金等」に該当する場合で講演料を支払う場合は、支払額の10%を源泉徴収する必要がある(所得税法第204条)。①県立岐阜商業高等学校では保健講話講師に対する謝礼金20,000円のうち、10%にあたる2,000円を源泉徴収しているのに対し、②郡上高等学校のケースでは、保健講話講師に対する謝礼金19,530円に対して源泉徴収はされていなかった。また、③大垣桜高等学校のケースにおいても講師謝礼金10,000円に対して源泉徴収はされていなかった。①はPTA会計からの支払い、②及び③は学校徴収金会計からの支払いの違いではあるが、いずれの場合も源泉徴収を行う義務があり、郡上高等学校のケースでは1,953円の源泉徴収漏れ、大垣桜高等学校のケースでは1,000円の源泉徴収漏れとなっていた。</p> <p>源泉徴収漏れを防ぐために、源泉徴収の事務マニュアルを整備し、各学校は徹底する必要がある。</p>	168	措置済	平成26年度	平成26年3月28日付け教財第1554号「学校諸費にかかる源泉徴収事務について(通知)」により、PTA(育友会)会計及び学校預り金会計から支払われる報酬等について、源泉徴収するよう各学校長宛てに通知した。	教育財務課
			措置済	平成26年度	平成25年度からPTA(育友会)を源泉徴収義務者として登録し、「報酬・料金等」に該当する場合で講師料等を支払う場合は源泉徴収を行っている。また、源泉徴収漏れを防ぐために、職員会議や各部門の代表職員により校内の管理運営を審議する企画委員会において、源泉徴収制度について説明し、周知徹底した。	大垣桜高等学校	

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
				措置済	平成26年度	平成24年度末に源泉徴収の必要性について職員会議の場で全職員に周知を行い、年度末に支払った事案から源泉徴収を行っている。また、平成25年度当初には、源泉徴収に係るマニュアルを作成し、校内会計関係担当者に対して説明会を開き周知徹底を図った。	郡上高等学校
49	指摘	【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について ②日雇い雇用における源泉徴収事務について】 日雇い雇用のアルバイトやパートに給料を支払う場合、源泉所得税の徴収が義務付けられている。模擬試験や検定試験のテスト監督者に対して、監督料を支払う場合は日雇い雇用に該当すると考えられ、源泉所得税の税額は「日額表」を使用し、「丙欄」により源泉所得税を計算する。 ④岐阜高等学校のケースでは、一人につき27円の源泉徴収を行う必要があつた。また、⑤岐阜高等学校のケースでは源泉徴収額は0円であるが、その場合においても源泉徴収票を発行する必要があつたが、これを行つていなかつた(所得税法第226条)。 法令に従つて、適正な源泉徴収事務がなされるべきである。	168	措置済	平成26年度	平成25年度に実施した模擬試験の監督料については、所轄税務署(岐阜北税務署)の指導のとおり、源泉所得税「日額表」の「丙欄」により源泉徴収を行つた。源泉徴収票については、源泉徴収税額0円の者も含め、全ての者に発行した。	岐阜高等学校
50	指摘	【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について ③私費会計から教諭へ支払われる報償について】 模擬試験や検定試験の監督料等のアルバイト料金を支払う場合の料金体系については、学校ごとで取扱いが異なつており、④岐阜高等学校のケースのように一律に支払われているケースもあれば、⑥郡上高等学校のケースのように時給単価1,100円で実際労働時間を乗じた額が支払われていたケースも確認できた。いずれも源泉徴収は行つていなかつた。 両者は学校徴収金のうちの模擬試験会計から支払われたものであるが、徴収金を生徒から集める際は模擬試験代金の他、監督者への監督料を含めて徴収していたものと思われる。 上記の監督料の支払いは、県費以外からの教職員への支払額であるが、生徒及びその生徒保護者に対して、徴収金額の根拠とその使用用途について、合理的な説明責任を果たすためにも、岐阜県の県立学校で統一した基準を設けるべきである。また、源泉徴収を行う必要があるかないかを都度検討し、適正な支払がなされるべきである。	169	措置済	平成26年度	平成25年度に実施した校長会等において、週休日等に模擬試験や検定試験の監督などに当たる場合は、①兼職兼業届を教育委員会に提出すること、②時給単価の目安を1,200円程度(社会通念上許される範囲の謝金)とすること、③源泉徴収事務を適正に行つことを周知し、平成26年6月に上記内容が実施されていることを確認した。	教職員課
				措置済	平成26年度	源泉徴収事務については、平成25年度から実施している。	岐阜高等学校
				措置済	平成26年度	源泉徴収事務については、平成24年10月以降の支払分から実施している。	郡上高等学校
51	指摘	【私費会計から支払われる報酬等の源泉徴収事務について ④学校評議員に対する報償費について】 平成23年度において、中津高等学校では学校評議員会が合計3回開催され、第1回及び第2回の学校評議員会については、各学校評議員に対して県費から報償費が支払われており、第3回については私費(PTA会計)から報償費が支払われていた。 第1回及び第2回の学校評議員会では、各学校評議員に対する報償費を「給与支給額」の「丙欄」の「當田」の「源泉徴収額」で、第3回では「	170	措置済	平成26年度	学校評議員に対する報償費については、平成23年5月9日付け学支第182号の2により、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の乙欄を適用するように通知しているところであるが、徹底を図るため、平成25年5月10日付け学支第191号の2により、再通知した。	学校支援課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
51	指摘	<p>寺」とある、「<u>給与表</u>」の「乙欄」を適用して源泉徴収しているのに対し、第5回の学校評議員会では各学校評議員に対する報償費を「報酬・料金等」として、支払額の10%を徴収していた。</p> <p>両者は源泉徴収義務者が岐阜県であるのかPTAであるのか異なるが、学校評議員会への参加に対する学校評議員への報償費に何ら変わりはなく、源泉徴収額が異なるのは違和感がある。</p> <p>岐阜県及び中津高等学校PTAは学校評議員に対する報償費の性格を日割で支払う「給与等」に該当するのか、「報酬・料金等」に該当するのか整理したうえ</p>	169	措置済	平成26年度	平成25年度より、学校評議員については、給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の乙欄を適用し、適正に源泉徴収を行っている。	中津高等学校
52	意見	<p>【非常勤専門職等管理システムについて】</p> <p>アンケートにおいて非常勤専門職等管理システムを利用していないとの回答をした学校等の理由として、「(少人数のため)管理システムを利用するよりも、既存の表計算ソフトを使う方が率的である。」ことを挙げている。この回答のように、業務の効率性だけを考えた場合には、管理システムを利用しないことも考えられる。</p> <p>しかし、報酬・賃金の計算であることから、まずは正確な計算を目指すべきであり、管理システムを積極的に利用すべきであると考える。特に近年、社会保険料や労働保険料の料率は定期的に見直しが行われていることから、各自が利用している表計算ソフト等にこのような見直しを反映できていない場合には、計算を誤る可能性もある。</p> <p>さらに、「利用の仕方がわからない。」という回答があったこと、及び実際に報酬・賃金計算を行う事務担当者から「税額等が正しく計算できない。」「外国语指導助手の場合、管理システムを利用できない。」「管理システムの処理が事務担当者の業務スケジュールに間に合わず利用できない。」といった回答があったことから、管理システムに対する理解が不足しているながら業務を行っている事務担当者がいることもわかった。</p> <p>管理システムに対し理解不足がある中で業務を行うことは、誤りを引き起こす要因となることから、教育委員会により管理システムへの理解向上及び利用の促進を図るべきであると考える。</p>	173	措置済	平成25年度	平成25年6月に、各教育事務所及び各県立学校に対し、当該システムの理解向上と利用促進を図るよう文書で周知した。	教職員課
53	意見	<p>【講師(常勤・非常勤)の採用について】</p> <p>各学校に配置される教員の数は、一部加配もあるが、原則各学校のクラス数に応じて一律に配置されるものである。しかし、特別支援学校や単位制高校などの学校の状況によっては、配属された教員のみでは不足する場合があり、その場合には教員のほかに講師(常勤・非常勤)を採用する必要が生じる。常勤講師の割合が比較的多い学校は、教育の質にばらつきが生じる可能性がある。また、講師(常勤・非常勤)の採用及び契約更新の決定については、各校校長に一任されていることから、採用等の公平性が保たれているか問題となる。</p> <p>したがって、講師(常勤・非常勤)を採用する場合には、教育の質を一定に保つよう今後も注意とともに、採用及び契約更新の決定が公平になされていることを確認するためにも、採用及び契約更新の過程に教育委員会がさらに積極的に関与するよう、努めていただきたい。</p>	176	措置済	平成25年度	<p>従前は各学校がそれぞれ講師の任用を決めていたが、平成25年度当初の講師任用の際には、教育委員会が教育人材バンク登録者に勤務条件や状況を確認した上で学校に紹介し、学校においても面接等を実施して採用を決めた。</p> <p>講師の契約更新については、従前より校長と情報を共有しながら決定していたが、平成25年度は教育委員会が学校訪問の際に勤務状況を確認したり、校長との情報交換をこれまで以上に密にするなどして、教育委員会が積極的に関与している。</p>	教職員課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
54	意見	<p>【飼料の購入について】</p> <p>競争入札の目的は、入札者間の競争により、適正な予算執行をすることにある。</p> <p>当該契約は単価契約であることから、電子調達の適用除外であり、一般競争入札により契約者を決定している。一般競争入札を実施した結果、入札者は1社のみであり、競争入札の目的である、入札者間の競争が必ずしも達成されていないと考えられる。</p> <p>この要因の1つに、多品目にわたる飼料を一括して調達していることがあげられるのではないかと考えられる。</p> <p>そこで、飼料品目をそれぞれ分けて一般競争入札を行い、他の事業者も容易に参加できるようにすることにより、一般競争入札の目的が達成されると考えられる。</p> <p>契約にあたっては、それぞれに合った方法で契約者を選定するべきであり、画一的に定めることはできないため、各契約に応じ、適正な予算執行を考えたうえで最適な方法を選択するべきである。</p>	178	措置済	平成25年度	今年度の単価契約は、分離して一般競争入札を実施したが、前年度と同じ1社の応札であった。今後も最適な方法について検討する。	飛騨高山高等学校
55	指摘	<p>【入札の見積もりの精度について】</p> <p>積算額には、価格の上昇見込みや過去実績を踏まえることが必要である。しかし、当該事例では過去の実績結果を把握・集計しているものの過去の実績結果を踏まえることなく、過去の積算額をそのまま使用していた。毎年実施される入札において、前年度の積算額と最低入札額との乖離率が一定以上生じた場合には、過去の積算方法の見直しを行う等のルールを作る必要がある。</p>	179	措置済	平成25年度	<p>平成25年度においては、過去5年間の月別実績と当時の市場価格変動等社会情勢を比較検討し、入札予定価格の積算を行った。</p> <p>平成25年度の契約においては、契約額と見積額との乖離は縮小され、積算の精度が高められた結果となった。今後も、市場の動向、実績等を踏まえた適切な予定価格の積算に努める。</p>	岐阜農林高等学校
56	意見	<p>【入札の方法について】</p> <p>指名競争入札の意義を保持し、1年契約によるスケールメリットとコスト削減を達成するのであれば、安易な単価変更は厳格に制限するべきである。価格変更を行うことを認めるのであれば、競争原理に立ち返り変更毎に入札を行う必要があると考える。</p>	179	措置済	平成25年度	平成25年度当初の契約にあたって、1年間の単価契約として、安易な価格変更は制限することを確認したうえで、契約締結を行った。なお、やむを得ず価格の変更を必要とする経済状況等の変化が生じた場合は、客観的データを明示して協議してもらうこととした。今後も同様な方針で進めていく。	岐阜農林高等学校
57	意見	<p>【指名競争入札について】</p> <p>複数の飼料をまとめて入札する手段もコスト削減の観点からは、決して間違いではないが、結果、業者が多数参加出来ないような入札であれば、競争原理は働いているとはいえず、業者が多数参入できるように最小の単位で入札することにより競争原理を働かせるか、もしくは最小の単位に区分しても入札業者が1者となり随意契約になるのであれば、電子調達に切り替えることも検討すべきであると考える。</p>	180	措置済	平成25年度	平成25年度においては、飼料を5種類に分割し、必要量の最も多い飼料1種類を入れとし、残りの4種類については、関連性のある飼料を2種類ごとに分け、随意契約とした。入札案件については、複数の応札となり、競争性が現れた反面、単価の上昇がみられ、スケールメリットの効果が失われる結果となった。飼料の調達については、競争性と経済性の調和をうまく図ることができるよう今後も検討していく。	岐阜農林高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
58	指摘	<p>【特殊勤務手当の支給間違いについて】</p> <p>特殊勤務手当の支払に関して、中津高等学校で、一件支給誤りが発見された。それは、東海高等学校体育連盟が主催する陸上の大会について、第6号(対外運動競技等指導手当)『上記、キに該当』で支払われるべきところ、第7号(部活動指導手当)『上記、クに該当』で支給されていた。</p> <p>東海高等学校体育連盟が主催する陸上の大会への帯同も、岐阜県が主催する大会への帯同と同様に第6号手当を支給すべきであり、第7号手当で支給されるのは誤りである。</p> <p>今回のケースは、担当者の認識であり、支給される手当の要件について、周知・徹底を図ることが必要である。</p> <p>また、当該特殊勤務手当が支給されるまでに、特殊勤務実績簿において、上長のチェックがなされ、給与システムに登録する際にも上長のチェックがなされているが、今回の間違いが発見されなかつたことは、相互牽制機能が十分に機能していなかつたと言わざるをえない。したがって、今後、上長がチェックを行う際には、相互牽制の一層の強化を図るためにも慎重に内容確認を行うべきである。</p>	180	措置済	平成25年度	決裁時において、決裁権者が支給要件と実績簿を確認しやすいように支給要件一覧表を添付し、チェック機能の向上に努めている。	中津高等学校
59	意見	<p>【電子調達について】</p> <p>電子調達の利用が全体の20%程度に留まっている。</p> <p>入札業務の効率化、経済効率、発注の計画化の促進の観点から、電子調達の利用度を更に高める必要がある。</p>	181	措置済	平成26年度	平成26年度からは、緊急案件以外は、全て電子調達を行っている。	岐阜工業高等学校
60	意見	<p>【自動体外除細動器(AED)設置場所について ①AEDの設置方法について】</p> <p>岐阜工業高等学校、大垣桜高等学校、及び中津高等学校のAEDは、体育館内の体育職員室内に、AED室外設置用ボックスを使用しないで備え置いている。室内に設置している理由は、人目が多い場所に設置することによる悪戯等を懸念したことであった。しかし、AEDの使用は常に緊急性を有するため、室外に設置するなどして、機器へのアクセスを改善しなければならない。</p> <p>現在、室外設置作業の検討を行っているとのことであるが、明日にでもAEDを使用すべき緊急の場面が訪れる可能性があるため、早急に対応するべきである。また、県担当課も設置場所の指導とその周知徹底をするべきである。</p> <p>また、高等学校においては、休日も含め一般開放されることはほとんどないとのことではあるが、生徒及び教職員がその主たる対象者であることから、AED設置場所についてはその場所が分かるように掲示し、体育や全校集会などの機会をとらえて周知を図り、緊急の際に速やかに使用できるよう配慮をすることが望ましい。</p>	183	措置済	平成25年度	<p>AEDの設置場所等については、緊急時に教職員、生徒が確実に使用できるように、設置場所の再検討や教職員、生徒への設置場所の周知について記述した文書を平成25年6月7日付で各県立学校に対して送付した。</p> <p>その結果、岐阜工業高等学校は体育職員室内側からその外側へ移設し、大垣桜高等学校は体育職員室内に設置されているものの、窓ガラスを割って入室することを可能とする取扱いとし、中津高等学校は体育職員室内側から外側へ移設することで機器へのアクセスを改善した。</p>	体育健康課 (スポーツ健康課)
61	意見	<p>【自動体外除細動器(AED)設置場所について ② AEDの設置台数について】</p> <p>大垣特別支援学校では、AEDが設置されている本校舎から離れた場所に北校舎が存在する。北校舎において、AEDが必要となる状況が発生した場合に、本校舎に取りに行って実際に使用するまでの時間は、最低でも10分は要すると考える。日本循環器学会AED検討委員会及び日本心臓財団における、AEDの具体的な設置・配置基準に関する提言では、心停止から5分以内に除細動が可能な配置にすべきであると謳っていることからも、北校舎など離れた場所に校舎がある場合は、追加して設置する必要がある。</p>	184	措置済	平成25年度	平成25年4月17日にAEDを北校舎に設置した。	体育健康課 (スポーツ健康課)

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
62	指摘	<p>【学校開設時の備品不足について】</p> <p>本来、開校時に必要な備品は全て揃えるよう準備するべきであり、開校後に備品不足が発覚し、対応するような事態は避けなければならない。</p> <p>平成25年度以降の新設特別支援学校開校の際、本校※のように開校時に備品不足が起きないようにするため、本校での経験を踏まえて、手順書やチェックリストを作成するべきである。</p> <p>開校前には将来の児童生徒数の見込みをより早く、正確に行うことも望ましい。その上で、必要な備品のイメージを持つため、「ロケーション毎に必要な備品は何か?」といった観点から下記に示したような必要備品チェックリストを作成し、開校後の備品の使用をイメージすることが望ましい。</p> <p>(本校:可茂特別支援学校)</p>	184	措置済	平成26年度	<p>平成25年度に開校した2校の特別支援学校の備品整備では、可茂特別支援学校の状況等を踏まえ、物品リストの作成や整備備品の区分別リストの作成等により調達漏れの防止に努めた。</p> <p>また、平成27年度供用開始予定の学校及び平成28年度開校予定の学校の備品に関しても、不足が生じないようにチェックリスト等を作成して調達漏れが生じないよう努めている。</p>	特別支援教育課
63	意見	<p>【体育館及びグラウンド貸出手続について】</p> <p>東濃フロンティア高等学校では、近隣の県立特別支援学校や少年野球チームに対し、体育館及びグラウンドの貸与を行っている。借主は、「岐阜県公有財産規則」等の規定に従い、行政財産使用許可申請書を現地機関である本校に提出し、校長の許可を経ることにより使用している。</p> <p>本校が用いている行政財産使用許可申請書は、「岐阜県公有財産規則」に掲載されている様式を利用しており、使用許可物件、使用目的、使用期間及び使用料が記載されている。一方、事故等が発生した場合における本校と借主との責任分担関係については記載されていない。</p> <p>ここで、「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」では、許可権者において管理上必要がある場合には、その他の条件を加えることができる旨規定されている。事故等の発生を考えた場合、本校が管理不能な責任まで負担しないためにも、責任関係を明示した記載を追加することが望まれる。</p>	185	措置済	平成25年度	平成24年12月以降からの申請について、使用者の原状回復義務および使用中の事故等について本校は一切責任を負わない旨を明文化した書式を使用することとした。	東濃フロンティア高等学校
64	指摘	<p>【図書室所在書籍の実地棚卸方法について ①実地棚卸の網羅性と実地棚卸要領について】</p> <p>岐阜高等学校では、開架所在書籍は全て図書管理ソフトに登録し、実地棚卸を行っている。但し、書庫所在書籍は部分的には図書管理ソフトに登録しているものの、大部分は紙台帳で図書管理を行っており、実地棚卸も行っていなかった。</p> <p>実地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に問わらず、全書籍を対象として実地棚卸を行るべきである。</p> <p>図書管理ソフト登録は漸次進めることであるが、図書管理ソフトによる書籍検索は、書籍利用を促進できるメリットもある。書籍の有効利用のため、順次、全書籍を図書管理ソフトに登録するべきである。</p> <p>さらに、岐阜県は図書室所在書籍の実地棚卸方法に関する全校統一的な実施要領は作成していない。県立学校すべてにおいて、図書の実地棚卸が同一水準で適正に実施されるよう、実施要領を作成し、周知するべきである。</p>	186	措置済	平成27年度	県立学校における図書室所在書籍の実地棚卸については、司書が中心となり、図書管理システムが導入されている学校はバーコードの読み取りなどの方法で行い、また、導入されていない学校は目録や台帳との照合により行うなど、各校の実情に合った方法で「蔵書点検」を行っているが、改めて、蔵書点検の確実な実施と図書資料の適切な管理について、教育財務課長、学校支援課長の連名で通知した。(H26.11.26教財593学支1609)	教育財務課 学校支援課
		<p>【図書室所在書籍の実地棚卸方法について ②実地棚卸の未実施について】</p> <p>郡上高等学校では、7~8年前に図書管理ソフトが何らかの理由で故障し、登録データが破損したため、書籍の実地棚卸が行われていなかった。</p> <p>また、大垣桜高等学校では、平成23年度に図書管理ソフトを導入したため、図書の登録が遅れており、往査時点で、全書籍の約4分の1が登録されておらず、書籍の実地棚卸も行われていなかった。</p>		措置済	平成26年度	図書管理ソフトへの登録については、平成25年度中に完了した。また、棚卸については、全ての書籍について毎年実施している。	岐阜高等学校
				措置済	平成26年度	図書管理ソフトの更新とデータ入力が完了し、平成25年3月に実地棚卸作業を実施した。平成25年度以降は年1回実地棚卸を実施している。	郡上高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
65	指摘	実地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として実地棚卸を行すべきである。	187	措置済	平成26年度	平成25年度末に図書の登録を完了した。また、書籍の実地棚卸についても平成25年度以降、年1回全ての書籍について実施している。	大垣桜高等学校
66	意見	<p>【学校敷地内の自動販売機設置について】</p> <p>現行制度上、予定価格は「岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例」に準拠して算定される。予定価格の算定方法は、土地及び建物の財産台帳価格に一定割合を乗じる方法によっている。</p> <p>しかし、監査対象とした往査先学校での入札7件中、落札金額を予定価格で除した倍率が最低2倍から最高236倍と広く分布している。これは、予定価格及びその算定方法が近隣の賃貸借料相場の実態を適切に反映したものでないことを間接的に実証している。</p> <p>仮に入札業者が予定価格をわずかに上回る価格で落札した場合、下記の問題があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は賃貸借料の獲得機会を逃し、公募制導入の目的を達成しない。 ・落札した業者は低い負担で自動販売機を稼働することができるため、県が特定の民間業者に多くの利益を稼ぐ機会を与えてしまう。 <p>近隣の賃貸借料相場の実態を適切に反映した予定価格の算定が望まれる。</p>	187	措置済	平成26年度	予定価格の算出方法については、他県の状況も踏まえ、現行どおり目的外使用料に基づいて算定することとする。ただし、今後も他県の状況等を確認しながら、必要に応じて見直しを検討していく。	教育財務課 管財課
67	指摘	<p>【避難物資や備品の保管について】</p> <p>岐阜県立学校は、市町村との覚書の中で、非常災害発生時の毛布や食料等の備蓄は、市町村側に義務があり、特に学校側として義務はなかった。一部の学校では、保護者の理解を得て私費会計の中から、生徒及び教員の人数分、もしくは最低限の物資や備品を保管している学校もあった。</p> <p>岐阜県立学校は、非常災害時に備えて、学校防災マニュアル等を改善するなかで保護者の理解をもって、帰宅が困難等となった生徒等に対する方策を講じることが必要である。</p>	188	措置済	平成26年度	<p>平成26年5月から6月に、県内5地区で教頭を対象に行った防災教室推進講習会において、前年度に続き、再度、防災備蓄品について紹介し、各学校での対応を依頼した。</p> <p>その結果、すべての県立学校において、保護者等の理解を得て、非常災害時に備えた物資や備品の備蓄ができた。</p>	体育健康課
68	意見	<p>【寄宿舎の利用状況について】</p> <p>大垣特別支援学校の寄宿舎の利用状況は、他の地域に特別支援学校が設置されたため、利用者数が少なくなっている。</p> <p>寄宿舎には、男性用の部屋が13部屋と女性用の部屋が10部屋の計23部屋(最大一部屋4名利用可)ある。寄宿舎の利用が多かった平成11年度においては、男性が30名、女性が19名の計49名の利用があり、すべての部屋が利用されていた。しかし、平成24年5月1日現在では、男性14名、女性2名の計16名の利用に留まっており、女性用の部屋が8部屋使用されていない状況である。</p> <p>特別支援学校に通う生徒自体は増加しており(子どもかがやきプラン改訂版によると平成26年度には2,235人とピークを迎えると想定されている。)、今後を考えた場合、寄宿舎を完全に無くせるものではないが、例えば、一時的に不足教室の補完として利用することや通学者や他校生並びに入舎希望の児童生徒の生活自立を支援する宿泊体験の場として利用すること、希望する保護者や職員等の宿泊体験の場として利用すること等、効率的な利用方法について検討すべきである。</p>	190	措置済	平成26年度	<p>平成25年度は本校で施工された高等部教室の木質化工事に伴う代替教室に配備されていた備品等の保管場所として寄宿舎を使用した。</p> <p>平成26年度からは、小学部・中学部の生活単元学習において、活動の場として利用している。</p> <p>また、児童生徒の宿泊学習の際の宿泊場所としても利用していく。</p>	大垣特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
69	意見	<p>【教室の不足について】</p> <p>生徒数が増加傾向にあることから、教室は不足気味である。大垣特別支援学校においては、もともと特別教室であった教室をカーテンで区切り、使用している教室があった。</p> <p>教室の増設、分割、寄宿舎の空き部屋の利用等、教室不足を解消できる方策を検討すべきであり、また、少子化により生徒の数全体は将来的に減少することが見込まれるため、遊休化する高等学校の施設の利用等、中長期の展望から施設の有効利用を検討しておく必要がある。</p>	190	措置済	平成28年度	<p>平成28年4月の県立羽島特別支援学校の開校に伴い、当校に在籍する生徒数は、平成27年度に比して54名の減となり、本校舎におけるクラス数についても44クラスから39クラスに減少した。このことにより教室についての不足は解消され、空き教室については小中高各学部の共有学習室として使用することで児童・生徒への支援の充実に向けて活用を図ることとして運用を開始しているところである。</p> <p>※クラス数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度 44クラス(小:17、中:13、高:14) ・H28年度 39クラス(小:15、中:11、高:13) → 小学習室:1、中学習室:2、高学習室:1、作業学習室1 として活用 	大垣特別支援学校
70	指摘	<p>【現物実査の方法について ①現物実査対象の漏れについて】</p> <p>岐阜商業高等学校では、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覧表のうち供用主任者等が「所属長供用」となっていたものについては、物品の現物実査の実施からは漏れており、「年度現物実査の結果について(報告)」作成後に事後的に実施されていた。さらに事後的に実施の結果、一部現物の照合確認ができなかったもの、個々の物品に貼る備品整理票貼付が漏れたものがあった。結果的に、先に提出している「年度現物実査の結果について(報告)」は正確さを欠いている。</p> <p>現物実査実施計画書により実査担当者が決定されているが、この決定により物品管理表のすべての備品が網羅的に担当者に割振られているかを確かめる必要がある。</p> <p>また、飛騨高山高等学校においても、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、生物実験室にある高圧滅菌機について、往査時点で未使用状態にあり、物品一覧表に記載されておらず、現物実査の対象外となっていた。使用されていない資産についても、物品一覧表に記載を行い、現物実査の対象とする必要があり、遊休資産として適切に管理する必要がある。</p> <p>遊休状態で使用見込みがないものは、保管スペース、安全等を考慮のうえ、速やかに廃棄すべきである。</p>	192	措置済	平成27年度	<p>平成26年度の現物実査では、供用主任者が所属長となっているものについては、事務職員が実査を担当した。</p> <p>全ての物品に関する照合確認については、平成27年3月19日まで延長し、完了した。</p>	岐阜商業高等学校
				措置済	平成26年度	<p>高圧滅菌機については、故障しており型式も古く修理部品も無いことから、かなり以前に物品登録上は廃棄処分したが、そのまま残っていたことが判明した。ほとんどが鉄でできており、資源(鉄くず)として売却し、平成25年8月30日に収入調定を行った。</p>	飛騨高山高等学校
71	指摘	<p>【現物実査の方法について ②現物実査担当者の不適切性について】</p> <p>物品の現物実査実施要領によれば、出納員は現物実査担当者及び現場補助者を指定することとなっている。一方、本校では出納員が自ら現物実査担当者となり、かつ「現物実査結果報告書」を作成している。これにより、「年度現物実査の結果について(報告)」の正確性及び信頼性が担保されていない。</p> <p>出納員は報告書を作成することとなるため、現物実査実施要領に従い、出納員が実査担当をすべきではなく、実査担当者と報告書作成者は別々の者が担当すべきである。</p>	192	措置済	平成25年度	平成24年度からは、現物実査担当者は全て出納員以外の者(事務長補佐、主査、教員)で実施しており、今後とも適正な実査を行う。	岐阜商業高等学校
72	指摘	<p>【現物実査の方法について ③現物実査担当者の不適切性について】</p> <p>現物実査は、実効性を確保するために現物実査担当者は読上者と記録者の2名1組で行うとともに、実査も1回だけではなく、読上者と記録者を交代し、2回実施することが一般的である。</p> <p>ところが、岐阜県作成「物品の現物実査実施要領」では、実査担当者の人数や方法までの記載はない。さらに、本校の現物実査は、実査担当者1名で行われており、相互牽制がないことから実物検査漏れ、カウント誤り等が発生するリスクが存在する。</p> <p>現物実査の実効性を担保するためには、実施人数や方法等の詳細についてマニュアルで詳述し、現物実査を実施すべきである。</p>	192	措置済	平成25年度	<p>現行の現物実査実施要領では、実査担当者には、当該物品の調達担当者及び供用主任者とは異なる職員を指定することとしており、実際の運用では、すでに一定の牽制効果を働かせている。</p> <p>また、出納管理課及び各振興局出納課による会計事務実地検査の際には、検査対象機関における物品の実在性や登録状況を確認し、実務的な指導を行っているところである。</p> <p>なお、県の各機関において管理する物品の内容及び数量、職員による管理体制は様々であるため、実査の実施人数や詳細な実施方法は、総括責任者(所属長)が必要に応じ機関の実態に即した取扱いを個別に定めることを予定しており、現段階では、全機関一律のものとして要領に詳細に記載することは想定していない。</p> <p>その上で、機関によっては必要に応じ複数人による実査を行うことをも一つの有効な方法となり得ることを、平成25年4月から6月にかけて開催した会計事務研修会において会計事務職員等に対して周知した。</p>	出納管理課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
73	指摘	【現物実査の方法について ④書類保管の不適切性について】 年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、現物実査を実施した際にチェックした書類がすべて事務局に提出されることなく、見つからなかつた資産等の結果報告のみ提出されていた、もしくは、チェックした物品一覧表は出納員に提出されていたものの、出納員の補助担当者の異動等の要因が重なり、チェック済み物品一覧表の保管がなされていなかった。その結果、残っていた書類は、チェックの際に見つからなかつた資産等の結果報告書のみであり、現物実査の実施過程を確認できなかった。物品の現物実査実施要領の第10「書類の保管」によれば、現物実査により作成する書類は、物品帳簿とともに保管することとされている。 よって、現物実査が適正に行われていることを確認するためや、次年度以降、実査担当者が変更になった場合の効率的な実施に役立てるために、適当な期間をおいて関係書類は保管する必要がある。	193	措置済	平成25年度	平成24年度及び平成25年度の現物実査にあたっては、関係書類の適切な保管を行っている。	岐阜農林高等学校
		措置済		平成25年度	平成25年度の現物実査より、関係書類の適切な保管を徹底している。	多治見工業高等学校	
		措置済		平成25年度	平成25年度の現物実査より、関係書類の適切な保管を徹底している。	大垣特別支援学校	
74	指摘	【現物実査の方法について ⑤網羅性未担保の現物実査について】 年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覧表から現物をあたる方法でのみ現物実査が実施されているため、実際にある現物が物品一覧表に必ず計上されているかについては検討されていない。そのため、「年度現物実査の結果について(報告)」において、不突合原因の「2.物品一覧表への登録漏れ」がゼロとなっているが、当該方法による現物実査では確かめることができないはずである。よって、結果的に先に提出している報告書の正確さを欠いているおそれがある。物品一覧表から現物をあたる方法でのみではなく、現物から物品一覧表をあたる方法についても取り入れる必要がある。	193	措置済	平成25年度	平成25年度の現物実査より、会計規則及び現物実査実施要領などの規定に従い、現物から物品一覧表をあたる方法も実施するよう改めた。今後も適正な物品管理に努める。	東濃フロンティア高等学校
75	指摘	【現物実査の方法について ⑥現物実査作業シートの統一について】 「物品管理のため岐阜県会計規則第92条の3の規程に基づき、管理する物品と物品台帳簿との照合を行うこと(以下「現物実査」)」を「物品の現物実査実施要領」第1で定めているが、詳細な現物実査の方法について取り決めがないため、使用している作業シート(物品一覧表を独自に加工したシート)の様式が現場担当者の創意工夫により担当者ごとに様々な様式となっており、様式が統一されていなかった。 学校内で独自のルールのもと、創意工夫を行い「現物実査」をすることは望ましいが、現時点では担当者ごとの創意工夫に留まっているため、事後的には、担当者以外の人が確認しにくい状況であった。そこで、「現物実査」について事務の効率化及び事後的な検証のために、学校内で「現物実査」の様式を統一し、「現物実査」を実施すべきである。	193	措置済	平成25年度	平成25年度の現物実査から様式を統一し、実査担当者への説明会を開催し実査を行った。今後とも適正な物品管理に努める。	郡上高等学校
76	意見	【現物実査の方法について ⑦現物実査の実施期間について】 現物実査は、6月中に実施するのが原則であるが、大垣特別支援学校では、教員が忙しく、6月中に実施することは困難なため、延長申請を提出し、平成23年度は平成24年3月9日までかかっていた。 現物実査の終了日が平成24年3月9日というのは、年度末付近まで、現物実査に要しており、適時性に欠けている。 生徒が学校にいる間、付きっきりで対応しなければならない学校の特性上、現物実査に割ける時間が限られるのは理解できるが、ほぼ一年中現物実査の作業を行うことは非効率であり、根本的に実施方法を見直し(例えば、各担当者の確認すべき現物数を調整するなど)、短期間で現物実査が完了できるよう工夫をすべきである。 なお、備品整理票の貼付が徹底されれば、今後現物実査の実施が容易になると考える。	194	措置済	平成25年度	平成24年度の現物実査については、8月末までに完了した。また、備品整理票についても、現物実査と併せて貼付の確認を行った。 平成25年度についても、現物実査期限を8月31日まで延長申請を行い、期限までに現物実査を終了した。併せて、備品整理票の貼付についても確認した。 今後も、8月末には完了するよう現物実査を行う。	大垣特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
77	意見	<p>【現物実査の方法について ⑧備品の除却漏れについて】</p> <p>大垣特別支援学校では、平成23年度の現物実査の結果によると、平成23年度は59件の除却漏れがあった。</p> <p>除却漏れ59件は、件数があまりに多く、平成22年度までの現物実査が適切に行われていたかどうか疑念が生じる。</p> <p>現物実査の重要性を認識し、正確な現物実査の実施・報告・事後処理を行う必要がある。</p>	194	措置済	平成25年度	<p>平成24年度の現物実査では、物品一覧表記載の備品は全てその所在が確認され、除却漏れは報告されていない。</p> <p>また、不用備品については、不用決定等の手続きを経て適正に処分するよう職員に周知した。</p>	大垣特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
78	指摘	【図書の貸出期間等について ①異動教職員への図書貸出について】 未返却の図書(貸出日から1年以上超過したもの)が岐阜商業高等学校では35冊、岐阜農林高等学校では55冊あり、貸出先の大半が教職員であった。これは教職員の異動により追跡が困難で返却が滞っていることを原因とするが、県費で購入している以上、返却義務がある。 図書の返却を義務付けるために、教職員の異動の際は、校長は図書管理担当者に教職員の異動に関する情報が適時に伝わり、返却を教職員に促す仕組み作りが必要である。	195	措置済	平成25年度	高等学校教育研究会図書館部会総会(6月)を通じて、図書主任等により適切な学校図書館の運用を行うよう注意を促した。	学校支援課
				措置済	平成25年度	35冊の未返却図書については、平成24年度内に該当職員等に返却の要請を行い、全て処理を終了した。今後は教職員の異動に伴う図書返却の遅延を防止するため、校長は異動の公表時に図書主任及び図書館司書にその情報を伝達し、該当者の貸出確認・返却要請を指示することとし、平成25年3月から実施している。さらに、異動の有無に問わらず、返却をはじめとする図書館利用マナーの徹底を今後の重点目標とともに、「未返却防止マニュアル」を作成し、月に1度の貸出確認・返却指示を実施している。	岐阜商業高等学校
				措置済	平成25年度	包括外部監査時点まで55冊あった未返却図書について、その後、督促等の結果、全て図書室に返却された。今後は、毎年度2月を返却強調月間とし、生徒に対しては直接又は担任等を通じ、教職員に対しては朝会や職員会議等の機会を利用して返却の督促を徹底する。特に、卒業生に対しては卒業前までに、異動教職員に対しては、年度末までに必ず返却するように強く督促することによって、未返却図書が生じないようにする。	岐阜農林高等学校
79	指摘	【図書の貸出期間等について ②長期に渡る図書貸出について】 長期に渡る未返却の図書(飛騨高山高等学校:貸出日から最長で1,400日以上超過したもの、郡上高等学校:貸出日から1ヶ月以上の延長貸出29人、最長期間756日)があり、教職員への貸出図書もあれば、すでに卒業した生徒への貸出図書も存在した。2年以上という貸出期間は異常であり、一部の長期借り受け者については、担任とともに面談など返却のための方策を実施していたものの長期に渡り貸出となっている。 そこで実効性がない場合には、校長等の協力を得て、面談等を通じて返却する等の方策も検討すべきである。	195	措置済	平成25年度	高等学校教育研究会図書館部会総会(6月)を通じて、図書主任等により適切な学校図書館の運用を行うよう注意を促した。	学校支援課
				措置済	平成25年度	督促を強化し、長期貸出については平成25年4月には解消している。1ヶ月貸出の場合は、毎月担任の協力を得て督促している。さらに、返却しない場合は、図書主任が呼び出し面談を行い返却させている。	郡上高等学校
				措置済	平成25年度	長期間返却のない図書については督促を強化し、長期未返済者に対し面談を実施した。その結果、平成24年度中に長期間未返却の図書は全て返却が完了した。今後は早期に督促し適正な図書管理に努める。	飛騨高山高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
80	指摘	<p>【備品整理票の貼付不備について】</p> <p>多治見工業高等学校では、電力応用実習室の備品において、備品整理票の貼付漏れが散見された。さらに備品整理票の貼付漏れが、「年度現物実査の結果について(報告)」において挙げられることなく、その後も貼付されない状態が監査時まで続いていた。</p> <p>郡上高等学校では平成23年度の現物実査の結果、備品整理票の貼付漏れが49件あった。現場観察の結果、これ以外にも現在使用されている備品整理票ではなく、古い整理票しか貼付されていないものも散見された。</p> <p>大垣特別支援学校ではE305、E306室等で備品整理票の貼付漏れが散見された。</p> <p>県の備品を適切に管理する目的で備品整理票を貼付しているため、備品整理票の貼付漏れや新しい備品整理票が貼ってないものが発見された場合には放置せず、発見時に速やかに貼付することが必要である。また、備品整理票の貼付場所にバラつきがあり、現物実査時に備品整理票の確認に時間が要することと推測される。備品整理票の貼付場所については、ルールを設けて統一すべきである。</p>	195	措置済	平成25年度	備品整理票が貼付されていない備品について、平成24年度中に貼付した。平成25年度当初に備品整理票の添付場所についてルールを定め。現物実査時ににおいて実査担当者へ周知を図った。	郡上高等学校
				措置済	平成25年度	備品整理票の貼付漏れは、平成24年度内に貼付し、的確にその報告をした。また、平成25年度においても同様に対応し、適正に現物実査を実施した。	多治見工業高等学校
				措置済	平成25年度	指摘の備品については、備品整理票を貼付した。 また、今後の現物実査において、備品整理票の剥落が発見された場合には、直ちに貼付するようにする。平成25年度の現物実査においては、備品整理票が貼付されていないという事例はなかった。	大垣特別支援学校
81	指摘	<p>【未利用資産及び破損備品について ①破損備品の長期放置について】</p> <p>本校※では、壊れたままの椅子が多数あり、長期間にわたって放置されている。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、現物実査後に不用決定手続きをとるべきである。</p> <p>しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。</p> <p>(※本校:岐阜商業高等学校)</p>	196	措置済	平成26年度	破損している椅子74脚について、平成25年6月に42脚、平成26年3月に32脚を不用決定手続きの上、適正に処分した。	岐阜商業高等学校
82	指摘	<p>【未利用資産及び破損備品について ②未利用資産の発見】</p> <p>遊休物品(食品加工実習室では冷蔵庫・第2本館4Fの製図準備室では写真測量実習装置のパソコン)及び遊休消耗品(林業資材実習室に廃棄予定のヘルメット)が校舎内※で散見された。</p> <p>不要となった遊休資産については、保管スペースや安全面を考慮して、他への転用が出来ない場合については早期に処分るべきである。</p> <p>しかし、物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分のコストが予算化されにくいため、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、予算額の確保が必要である。</p> <p>また、写真測量実習装置のパソコンについては、産振予算からの補助を受けるため、新規購入による予算と買換えによる予算とを比較した場合、買換えによる予算の方が比較的補助の承認がおりやすいため、意図的に処分を遅らせていた。意図的に処分を遅らせるることは事前の予算確保といえる。また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。</p> <p>(※校舎内:郡上高等学校)</p>	196	措置済	平成26年度	遊休消耗品に関しては、平成25年度当初に適正に処分した。遊休物品に関しては、写真測量機、冷蔵庫をはじめ、平成25年度現物実査において遊休物品とした83物品全てについて平成25年度末までに順次適正に処分した。	郡上高等学校
				措置済	平成26年度	産業教育のための設備や装置等の整備については、新規と更新とで優先順位の差はない。したがって、不用となった遊休資産については適時処分すべきものであり、平成26年1月27日開催の高等学校職業教育関係学科主任等連絡協議会において、その旨指示した。	学校支援課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
83	指摘	<p>【未利用資産及び破損備品について ③未利用資産の発見】</p> <p>大垣特別支援学校においては、(財)ユースワーカー能力開発協会から、平成8年に寄付された「YT式コンポスト」(当時の時価3,000,000円)という備品を保有している。コンポストとは、生ゴミを肥料化する機械のことである。</p> <p>上記コンポストは、利用時に悪臭が漂い、近隣住民等に迷惑をかけることから、現在利用されずに倉庫に眠ったままとなっており、有効活用されていない。</p> <p>また、備品一覧への登録区分については、現在「借入」として登録されており、登録内容に誤りが生じている。</p> <p>今後も引き続き利用見込みがないのであれば、売却又は廃棄を検討すべきである。また、備品一覧の登録区分は「寄付」に変更する必要がある。</p> <p>なお、その他のパソコン等の備品についても、その利用状況を再度確認し、利用率の低いものについては、需要のある部署や他校への管理換えを検討し、資産が有効的に利用されるよう検討すべきである。</p>	197	措置済	平成26年度	<p>コンポストは寄付ではなく、(財)ユースワーカー能力開発協会からの「無償貸与」であることから「借入」で登録している。なお、このコンポストについては、平成26年度から、中学部及び高等部の作業学習の肥料を作るため、悪臭の発生を抑える形で使用していく。</p> <p>また、その他のパソコン等の備品についても、平成25年度の現物実査の際に利用状況を確認したが、利用率の低い備品はない。</p>	大垣特別支援学校
84	指摘	<p>【未利用資産及び破損備品について ④未利用資産の発見】</p> <p>岐阜農林高等学校において、故障したパソコン84台及びプリンタ1台がマルチメディア教室などに廃棄されないままの状態で保管されていた。これらのパソコンは、産業教育振興費国庫補助金を使って整備した備品であり、現在機器の更新を要求しているが、現時点では更新及び処分されずに校内に保管されていたものである。</p> <p>一般的には、特別な事情がない限り、不要となった遊休資産については、必要に応じて速やかに更新し、保管スペースや安全面に留意して、他への転用が出来ない不要資産については処分すべきものである。</p> <p>本校では、新規の取得による場合と貰換え更新による場合と比較した場合に貰換え更新による取得の方が、比較的に上記承認が得やすいこと、また、上記申請中であることから処分せずに保管していたところである。</p> <p>意図的に処分を遅らせることは事前の予算確保といえ、また、予算確保の目的で遊休資産の保有を助長させる要因になり得るため、不要となった遊休資産については適時に処分すべきである。</p>	197	措置済	平成26年度	指摘のあった産業教育振興費国庫補助金を使って整備したパソコン等の機器については、平成26年3月に更新を完了した。また、未利用パソコン等の機器については、平成26年3月に廃棄処分した。	岐阜農林高等学校
85	意見	<p>【物品帳簿の整備 ①登録対象範囲について】</p> <p>規則第83条第2項では、「資料としての価値が高いもの」「その他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でないもの」について物品一覧表に登録する必要がある。ここで、会計規則取扱要領第83条関係第2項第2号において「資料としての価値が高いもの」とは、例えば、美術品、骨どう品、図書館に所蔵する図書等とする記載がある。</p> <p>県は「美術品、骨どう品」の明確な定義を持っていないため、物品一覧表への登録基準が曖昧である。</p> <p>本監査にて、本校を現場視察した際、複数の絵画や書画等が散見されたものの、物品一覧表にはそのような絵画や書画等を登録していなかった。</p> <p>「一定程度の流通的価値を有する作品(評価額を付することが可能な作品)」は、鑑定評価額等で物品一覧表への登録する意義がある。しかし評価等のために経費が必要となるため、流通的価値を有する作品の全てを評価することが困難な実態がある。</p> <p>例えば、著名な作者の作品には、鑑定評価を義務付けるといった物品一覧表への登録要件を取りまとめた県立学校で統一した基準を作成し、運用するべきである。</p>	198	措置済	平成25年度	<p>平成25年4月1日付けで、岐阜県会計規則取扱要領第83条関係を改正し、著名な作者による作品を寄贈等により取得する場合において、当該作品の評価額を把握する必要があると認めるときは、鑑定を行うべきことを明文化した。</p> <p>また、改正内容及びその趣旨について、平成25年4月から6月にかけて開催した会計事務研修会において会計事務担当職員等へ周知した。</p> <p>今後も、会計事務実地検査等の機会を捉えて各機関の取組状況を確認するなど、物品管理事務の適正な運用に努める。</p>	出納管理課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
86	指摘	【物品帳簿の整備 ②数量管理の未徹底について】 椅子や机などの数量のみで管理する特定備品について、廃棄、追加の購入により数量が増減しているにも関わらず、物品一覧表上の現在数量はここ数年変更がされておらず、数量管理が徹底されていない。次期以後に、正確な特定備品の数量を把握した後、購入、除却の都度、物品一覧表の数量を物品一覧表に反映すべきである。	198	措置済	平成26年度	平成26年7月から特定備品の数量調査を行い、8月末に正確な数量を把握し、平成26年9月1日に物品一覧表に反映させた。	岐阜商業高等学校
87	指摘	【物品帳簿の整備 ③遊休物品処理遅れについて】 本校※では、実際には使用していない、あるいは使用見込みのないノートパソコンが數十台あったが、物品一覧表上は遊休物品扱いとはなっていなかった。物品の現物実査の目的には、利用状況、維持管理状況の確認があり、今後の利用可能性がない備品については、不用決定手続きをとるべきである。物品を無償にて処分できない現在の環境下においては、処分計画を作成し、その計画に従い、実際に不用決定を受けたものについては、その執行の裏付けとして予算額の確保が必要である。 (※本校:東濃フロンティア高等学校)	199	措置済	平成26年度	不用となったノートパソコンについては、一部は引取要望のあった他所属へ管理替えを行い、残りについては全て不用決定し、廃棄処分を行った。	東濃フロンティア高等学校
88	意見	【物品帳簿の整備 ④本庁一括購入資産の管理について】 低額購買のスケールメリットを得るため、プリンタ等を県下で一括購入している。県下で一括購入した資産は、物品一覧表上、総括での一行登録であり、補助台帳にて内訳の管理を行っている。 物品一覧表上、総括で一行登録されているため、一部が廃棄となった場合に、物品一覧表では一行の変更ができない管理となっている。 廃棄、購入を物品一覧表上、適切に反映するため、補助台帳レベルの独立した資産での登録、管理が必要である。	199	措置済	平成26年度	一括購入した物品については、平成25年度中に補助簿を作成し、適正な管理を行っている。	東濃フロンティア高等学校
89	指摘	【物品帳簿の整備 ⑤遊休物品及び破損資産について】 遊休物品とは、「所属として、現在利用していない物品」をいう(物品の現物実査実施要領 第2)。本校※は、棚卸資料から、遊休物品・破損資産がかなり多いことが確認できたが、遊休物品については県内の物品の有効利用を行うためRENTAI掲示板(県庁及び県現地機関が利用するグループウェア)への早期の登録と破損資産については保管スペースや安全面も考慮して、廃棄を検討すべきである。また、現状予算の兼ね合いから廃棄が困難となっている場合には、遊休物品・破損資産についても処分計画を立てて優先順位を設けて適切な処分を実施する必要がある。 (※本校:益田清風高等学校)	199	措置済	平成26年度	舞台照明器具13台、顯微鏡12台等計35台の遊休物品は平成25年度までに電子掲示板へ掲示し、他所属で必要ないか確認をした。その結果、不用となった計35台の備品は、破損資産とともに、平成26年8月14日に不用決定を行い、廃棄処分を行った。	益田清風高等学校
90	指摘	【物品帳簿の整備 ⑥寄贈物品の処理について】 物品管理の観点から、物品管理台帳の中から特定の物品(物品名:パワーマックス)について現物調査を実施したところ、台帳登録された物品以外に学外から寄贈された同様の物品が物品登録されず保管されていた。(主にスキーパー部が使用するため、教育目的ではない資産として学校としては管理していない。)現物寄附を受けた場合、校内※で合議制の決裁により寄附の承諾を得る。しかし、過去に県費で購入した物品に対しては物品登録を行い、現物寄附を受けた物品(新型)については教育目的の資産ではないとして、物品登録を行っていなかった。 本来、同様の物品について、同様の使用方法であれば、登録の有無に差はないと考えられる。そのため、物品登録について統一された処理をするべきである。 (※校内:飛騨高山高等学校)	199	措置済	平成26年度	指摘のあった物品は、当校のスキーパー部用に寄贈されたものであるため、スキーパー部の備品として台帳登録を完了した。 今後とも、学校への現物寄附物品や貸与物品等については、諾否の決定の後、県の物品管理システムに登録するとともに、直接的に教育目的の資産ではない部活動の部などへの現物寄附物品が発生した場合においても、諾否の決定の後、台帳登録することとした。	飛騨高山高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
91	指摘	<p>【物品帳簿の整備 ⑦物品の区分整理について】</p> <p>平成24年4月1日以後、岐阜県会計規則の一部改正を行い、消耗品として区分する場合における売買契約に係る予定価格の基準を3万円から5万円に引き上げた。これを受け、売買契約の予定価格が5万円以下の既存登録備品を消耗品に分類換える必要がある。</p> <p>既存登録備品を消耗品に分類換えるにあたっては、取得原価が5万円以下ではなく、予定価格が5万円以下であることが確認できる備品に限定している。この予定価格は支出金調書を見れば確認できるものの、一覧性はないため、1件1件確認するには非常に手間と時間がかかる作業になる。この作業負担があるため、本来管理上、消耗品へと分類換える必要があるにも関わらず、進んでいないのが現状である。そのため、現場の管理においては、同じ物品であっても平成24年4月以後の購入であれば消耗品として消耗品出納簿にて管理するものと、それ以前の購入であれば備品として物品一覧表にて管理するものとが混在しており、現物を見てもすぐにはどちらに属するか判断できず、アンバランスな状況である。</p> <p>消耗品への分類換えの基準価格を予定価格ではなく、実際の取得価格とする等の見直しを行い、現場でのより有用な管理が望まれる。</p>	200	措置済	平成25年度	<p>平成25年4月1日付けて、岐阜県会計規則取扱要領第83条関係を改正し、物品を消耗品に分類換える場合において、当該物品の取得の際の予定価格が不明なときは、当該物品に係る物品一覧表記載の取得価格をもって処理をすることとした。</p> <p>また、改正内容及びその趣旨について、平成25年度4月から6月にかけて開催した会計事務研修会において会計事務担当職員等へ周知した。</p> <p>今後も、会計事務実地検査等の機会を捉えて各機関の取組状況を確認するなど、物品管理事務の適正な運用に努める。</p>	出納管理課
92	指摘	<p>【毒物及び劇物の適正な管理について】</p> <p>薬品管理について内部管理規程はないため、薬品管理簿の様式が学科ごとに異なっており、残高のみで管理している学科や受払管理もしている学科がある等、バラつきがある。</p> <p>内部管理規程を整備する等により統一した管理を行うことが必要である。</p> <p>東濃フロンティア高等学校では、管理簿を閲覧した結果、取得後相当期間経過した薬品が保管されていた。定期的な現物実査は実施されているが、薬品の残量だけの管理であり受払の記録が存在しなかった。</p> <p>多治見工業高等学校では、薬品管理簿を閲覧した結果、取得後長期間にわたって、未使用のまま薬品残量に変化のない薬品が多数存在した。</p> <p>益田清風高等学校では、平成17年度の「生徒いきいきプラン」により、岐阜県立益田南高等学校と統合したこともあり、薬品の保有量が他校と比較して多い状況にあった。</p> <p>安全面や収納戸棚の効率的な利用のためにも、今後の利用可能性のない薬品や利用状況を適切に把握して利用率の低い薬品については、速やかに他校への譲渡や廃棄等の処分を検討すべきである。また、実験等の目的に薬品が使用されたことを確認するため、薬品の受払いを正確に記録する必要がある。</p>	200	措置済 措置済 措置済 措置済	平成26年度 平成26年度 平成26年度 平成26年度	<p>内部管理規程の整備について指導を行い、全ての県立学校において内部管理規程の整備が完了したことを確認した。</p> <p>平成25年度中に薬品の廃棄を行い、薬品の整理を実施した。また、薬品の受払いについて記録するため、規程に基づいて記録簿を整備した。</p> <p>平成25年度に薬品の廃棄を行い、薬品の整理を実施した。</p> <p>平成25年度から薬品の廃棄を行い、平成26年8月末までに薬品の整理を実施した。また、規程に基づいて記録簿を整備した。</p>	学校支援課 東濃フロンティア高等学校 多治見工業高等学校 益田清風高等学校
93	意見	<p>【耐震工事の未了箇所 ①老朽化建物への耐震工事未了について】</p> <p>岐阜工業高等学校は平成19年までに、本校舎及び実習校舎の耐震工事を完了している。また、平成21年に新築校舎を完成させている。包括外部監査では耐震工事が未了箇所の有無を確認した。</p> <p>本校では「県立学校施設耐震化整備方針」では対象とされていない岐工記念館と、クラブハウスの耐震工事が実施されていない。現在、県内部で耐震工事の要否を調査しているとのことである。</p> <p>当該建物は、建設後80年が経っており、人が継続して使用する可能性が低い建物ではあるが、立ち入りの可能性があるならば、耐震工事の要否の調査を踏まえ早急に対応すべきである。</p>	202	措置済	平成26年度	<p>クラブハウスは、平成24年度に耐震診断を実施し、その結果、耐震診断が劣っているとの結果であったため、平成26年度に補強計画・実施設計を行い、平成27年度に耐震補強工事を予定している。</p> <p>岐工記念館は、木造建築物のため県における耐震化すべき建築物の対象外となっているものの、耐震対策は必要であるとの認識のもと、屋根・外壁の老朽化対策工事と併せて行うこととし、平成26年度に補強計画・実施設計を行い、平成27年度に耐震補強工事を予定している。</p>	教育財務課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
94	意見	【耐震工事の未了箇所 ②老朽化建物への耐震工事未了について】 中津高等学校は平成16年までに、校舎の耐震工事を完了している。また、平成23年に新築校舎を完成させている。 一方で、耐震化の計画対象外とされている生徒会や部活動で使用している研修会館の耐震工事が実施されていない。現在、県内部で耐震工事の要否を調査しており、平成25年度以降修繕計画が策定される見込みである。当該建物は、人が常駐する建物ではないものの、明らかに老朽化しており、現在生徒が使用しているため、耐震工事の要否の調査を踏まえ早急に対応すべきである。	203	措置済	平成26年度	中津高校研修会館は、平成24年度に耐震診断を実施し、その結果、耐震診断が劣っているとの結果であったため、平成26年度に補強計画・実施設計を行い、平成27年度に耐震補強工事を予定している。	教育財務課
95	意見	【貸付け及び不用決定の手続きについて ①物品の貸付けについて】 岐阜県の事務もしくは事業に支障がない場合には物品の貸付けをすることができる（規則第98条第1項）。しかし、物品の貸付期間が3ヶ月を超える場合には貸付けにあたり、あらかじめ県知事の承認を得る必要があるが、手続が煩雑であるため、実効性が低い。本校では過去に吹奏楽部の楽器を他校に貸付けをしようとしたが、手續が煩雑であることを理由として断念したことがある。 手続の煩雑さにより、現場が貸付けの手続を断念しないよう、貸与時の手続の指導を本庁から行う、もしくはサポートするなどが必要である。	203	措置済	平成25年度	今後、各機関から意見・相談があった場合は必要な指導・助言を行う。	出納管理課
96	指摘	【貸付け及び不用決定の手続きについて ②物品の不用決定手続による廃棄について】 供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの、または、共用することができない物品については、不用の決定を行う（規則第99条第1項）。そして、不用の決定がされた物品は、売り払うことが不利または不適当であると認められるもの及び売り払うことができないものは、解体または廃棄されることとなる（同条第2項）。 不用の決定に際しては、第三者による当該物品の現在評価額を示した書類等を入手したうえで、価値がないことが確認された後に、物品処分等調書等が作成され、解体または廃棄されることとなる。 本校では、利用していないレーザープリンタについて、供用物品としての価値が無いことについて評価額を示した書類を無償で取引業者より入手し、物品処分等調書を作成したうえで、不用決定を受けていた。 一方、レーザープリンタ以外にも不要となったノートパソコン等の備品が存在していたが、評価額を示した書類を無償で取引業者より入手することが困難であったため、不用の決定が行われず、倉庫に保管されたままとなっている。 不用決定手続を行うためには、第三者による当該物品の現在評価額を示した書類等を入手する必要があるが、当該書類を入手するに際し、有償となる場合には、予算制約上入手が困難で、不用の決定が行えない。 供用価値が明らかに失われている物品については、廃棄理由を明確にしたうえで、学校長の判断のもと、機動的な不用決定手続が行えるような規定を設けるなどして、廃棄手続きの実効性を高める必要がある。	203	措置済	平成25年度	平成25年4月1日付けで、岐阜県会計規則取扱要領第99条関係を改正し、耐用年数の経過により明らかに不用決定の基準に該当する物品（取得価格が百万円未満のものに限る。）については、その現在価値に係る第三者からの見積書を徴取しない場合であっても、当該物品の耐用年数が分かる書類を添付することにより不用決定手続が行えるものとした。 また、改正内容及びその趣旨について、平成25年度4月から6月にかけて開催した各種会計事務研修会において職員へ周知した。 今後も、会計事務実地検査等の機会を捉えて各機関の取組状況を確認するなど、物品管理事務の適正な運用に努める。	出納管理課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
97	意見	<p>【貸付け及び不用決定の手続きについて】</p> <p>③物品の不用決定手続による管理換えについて】</p> <p>物品の利用状況を確認し、今後の使用見込みがないと判断した場合には、管理換えにより有効な活用の可能性を探すこととなる。管理換えの手続として、RENTAI掲示板の「(165)遊休物品の有効活用」の階層を活用し、一定期間掲示板にリストアップされ、希望があれば、希望部署に利用されることとなる。</p> <p>しかし、全体として他部署からの要求がある機会が少なく、実効性が低い。管理換えの制度の周知徹底によって、より一層遊休物品の有効利用を図っていく必要がある。</p>	204	措置済	平成25年度	<p>遊休物品の有効活用のため手続は、現物実査実施要領に定められており、毎年5月下旬の現物実査実施通知に併せて、全機関に対しその適正な運用を周知している。</p> <p>RENTAI掲示板は、県の全ての機関からのアクセス容易性、記録保存性、職員の事務効率性等の観点から、現状では有効な情報共有媒体と考えている。</p> <p>今後も、会計事務実地検査等の機会を捉えて各機関の取組状況を確認するなど、遊休物品の有効活用のためのより一層の周知を図っていく。</p>	出納管理課
98	指摘	<p>【USBメモリのパスワード管理について】</p> <p>USBメモリは、教職員個人に貸与されているものであり、その中には所有者の権限により知り得る様々な情報が保存されている。当該情報は、県もしくは学校のシステム内に存在されればユーザーアカウント及びそれに対応するパスワードにより漏えいが防止されているものであるが、パスワード管理されていないUSBメモリに移された場合、そのセキュリティは皆無となってしまい、情報漏洩リスクが非常に高まる。</p> <p>また、USBメモリは持ち運びが容易であるがために、紛失の可能性も高い。実際に、過去に岐阜県内の学校で、生徒の成績等個人情報の入ったUSBメモリが紛失する事故も発生している。</p> <p>したがって、USBメモリ管理の第一段階として、USBメモリのパスワードを設定管理することは、ひとりのユーザーを守るだけでなく、学校全体の情報セキュリティ確保のために不可欠なものである。USBメモリにも必ずパスワードを設定する旨の取扱要領を作成したり、「情報セキュリティチェックシート」のチェック項目にUSBメモリへのパスワード設定の確認を含めたりすること等により、学校としてUSBメモリにパスワードが適切に付されているかどうかを確認する体制を整えるべきである。</p> <p>さらに、USBメモリ管理の第二段階として、設定したパスワードを定期的に変更することが必要となる。</p>	204	措置済	平成25年度	<p>各所属では、私物USBメモリの禁止や所属USBメモリの台帳管理の徹底について、情報セキュリティチェックシートにより毎月確実に点検を行うことになっている。さらに岐阜県情報セキュリティポリシー遵守を担当している県総合企画部情報企画課と連携し、情報セキュリティチェックシートのチェック項目をUSBメモリのパスワードを設定しているかどうか、また定期的にパスワードを変更しているかどうかを確認できる項目へ変更し、点検することとした。</p> <p>また、平成25年度に開催した県立学校情報化推進担当者研修において、特にUSBメモリの使用方法を取り上げ、私物USBメモリの禁止や、管理台帳による持出状況の管理を講ずるとともに、パスワード運用状況を把握するよう指導の徹底を図った。</p>	教育研修課 情報企画課
99	意見	<p>【情報関連機器の老朽化について】</p> <p>情報関連機器の老朽化が進んでおり、新機種導入した高等学校と比較して、使用する機器に学校間格差が広がっていると考えられる。</p> <p>現状、情報関連機器は学校単位で備品として購入申請しているので、県予算として認められなければ、備品取替ができない。そのため、学校単位での取替順番待ちで、老朽化や学校間での性能格差の問題が起きている。同じ県立高等学校に通っているながら、学校間で使用するパソコンに性能差があることは、技能習熟に影響を与えるため、早急に是正すべきである。</p> <p>このような情報関連機器の短期的ライフサイクルや学校間格差に対応するため、県下学校間で包括してリース契約を締結する等、調達方法を工夫するべきである。</p>	206	措置済	平成26年度	<p>情報関連機器については、導入後の経過年数や学校での利活用の状況も踏まえ、学校間格差が発生しないよう計画的に整備している。</p> <p>さらに、事業単位で10,000千円を超える機器については、国庫補助金を活用していることから、レンタル・リース契約による調達は不可能であり、買取により調達している。県単独予算により調達している機器については、すべて10,000千円を超えないため、県の方針により、買取としている。</p>	学校支援課

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
100	意見	<p>【パソコンの耐用年数について】</p> <p>パソコンは機能面で陳腐化が速いことから、一般的に概ね6～7年毎に買換え更新が必要であると考える(法人税法上の耐用年数は、5年である)。また、岐阜県としてもパソコンの耐用年数は6年と設定されている。しかし、学校によっては購入から10年以上経過しても教育用に使用しているところもあり、耐用年数を大幅に超過して使用していた。往々した学校の中には平成11年度に取得したパソコンを使用している学校もあった。このことがパソコンの不具合が発生する一つの要因であると考える。</p> <p>不具合が発生した都度、修理を行っていたのでは、修理されるまでの間パソコンが使用できないことから、授業の運営上支障が生じる可能性があり、修理が頻繁に必要となれば、購入する以上に支出が増えることも考えられる。また、パソコンの型番が古く修理するための部品がなかつたり、OS等のサポートが終了していたりするなどの理由により、修理できずにそのまま放置されていることは、県有資産が有効に使用されていないと言える。よって、定期的な買換え更新が必要である。</p> <p>予算制約の観点から、すべての学校のパソコンについて一度に買換え更新を行なうことは困難であるかもしれないが、古いパソコンを授業で使用している学校から優先的に最新のものに買換え更新できるよう、計画を策定すべきである。</p>	207	措置済	平成26年度	購入後10年以上経過したパソコンについては、普及目的のために導入したものであり、更新計画はない。なお、OSのサポート切れに伴い、各学校では安全に使用できる範囲において有効に活用している。現在、教育用パソコンとして使用している機器は、平成21年度に整備したものであり、耐用年数を6年と設定して、将来の学校のICT環境を検討しながら、計画的な更新を予定している。	教育研修課
101	指摘	<p>【情報セキュリティチェックについて ①多治見工業高等学校】</p> <p>多治見工業高等学校において、情報セキュリティチェックシートに署名日付が記入されていないものがあった。情報セキュリティチェックシートの毎月の提出状況の検証のため、情報セキュリティチェックシートには、必ず署名日付を記入すべきである。</p>	208	措置済	平成25年度	情報セキュリティチェックについては、毎月初日において、全職員に対して、システムによるチェックシートの記入を依頼しており、県のシステムの使えない教員については、紙により配布・回収をし、その結果を集計・報告をしていたが、平成25年度からは、その提出状況等の確実かつ正確な把握のため、シートの様式を変更して、提出した日付を記入させることとし、適正確実なセキュリティチェックを行うこととした。	多治見工業高等学校
102	指摘	<p>【情報セキュリティチェックについて ②益田清風高等学校、飛騨高山高等学校】</p> <p>益田清風高等学校では、チェックシートの回答のうち、重要な情報についてバックアップを作成していないという情報セキュリティの遵守に問題ある回答があったにも関わらず、監査対象期間において改善が見られなかつた。</p> <p>飛騨高山高等学校では、チェックシートの回答の内に問題がある回答があつた場合、そのフォローが実施されているかが不明であった。また、回答の中には全てのチェック項目に安易に「はい」と回答しているケースも見受けられた。</p> <p>上記2校は、情報セキュリティチェックシートを活用した情報セキュリティの遵守が図られているとは言えない状況である。そのため、回答を全ての対象者から回収をし、問題の有無を把握してチェック状況に漏れや問題がないか確認し、問題がある場合には、改善が確認できるまでフォローする必要がある。</p>	208	措置済	平成25年度	全職員に対して毎月実施しているセキュリティーチェックにおいて、不適切な事例があったとの回答があつた職員へは正依頼を行なっている。業務ファイルのバックアップは、所属フォルダへ行なうよう依頼し、バックアップを完了した。	益田清風高等学校
				措置済	平成25年度	全員からチェックシートの回収を行い、問題がある場合の回答についても、原因等を調査し改善を実施した。	飛騨高山高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
103	指摘	<p>【情報セキュリティチェックについて ③岐阜農林高等学校】</p> <p>岐阜農林高等学校では、書類で確認できる範囲においては、平成23年度は毎月全職員に対して情報セキュリティチェックシートによるチェックを行っており、また、県庁へも報告をしていた。しかし、平成24年度に入ってからは、担当者の異動等もあって、平成24年7月からしか情報セキュリティチェックシートによるチェックを実施しておらず、さらに全件回答を回収していない状況であった(ただし、RENTAIシステムにつながっているパソコンを使用している職員は、平成24年度当初からWEB上で実施している)。</p> <p>十分な回答の回収を行っておらず、当チェックシートの目的である岐阜県情報セキュリティポリシー(情報資産に対する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの)の遵守が出来ているとはいえない。</p> <p>岐阜県情報セキュリティポリシーを遵守するため、今後徹底した対応が必要である。</p>	209	措置済	平成25年度	情報セキュリティチェックの実施については、毎月はじめの職員朝会等において、全職員に対して周知徹底するとともに、紙媒体で実施している職員からは、チェックシートの回収についても徹底して行っている。	岐阜農林高等学校
104	指摘	<p>【情報関連機器の管理について ①可茂特別支援学校】</p> <p>可茂特別支援学校では、USBメモリ等の記憶装置は、所定の管理者が現物管理し、全てに管理番号が付され台帳管理している。教職員が持ち出す際は、管理者に申請し、持出票に持出期間や目的を記載して返還時に所属長の確認印を押印する手続をとる必要がある。</p> <p>持出票を閲覧したところ、1ヶ月間継続して持ち出して、月末時に一旦返還し現物を確認しているケースがあった。持出期間は実際に使用する期間のみとすべきである。また、持出票上に所属長の確認印のないケースも散見された。</p> <p>所属長は所定の手続として返還時には漏れなく確認印を押印すべきである。</p>	209	措置済	平成25年度	USBメモリについては、使用する期間のみの貸出しを徹底するとともに、職員全体の危機管理意識の向上を図るよう平成25年6月開催の職員会議以降は、職員会議の都度情報管理に言及していくこととした。	可茂特別支援学校
105	指摘	<p>【情報関連機器の管理について ②益田清風高等学校】</p> <p>益田清風高等学校では、職員室のパソコン専用保管ロッカーに管理者不明のパソコン(以下、「不明PC」という。)が1台あった。通常、PCの管理は重要な物品であるため、校内LANに接続されたパソコンはPC一覧表において管理されるが、不明PCはPC一覧表にも記載されず、保管されていた。</p> <p>不明PCは、過去の教職員(10年以前に容体が急変し亡くなられた方)の個人用パソコンが処理されないまま保管されていたものであった。当該不明PCには、生徒の個人情報も削除されずに保管されていた。情報セキュリティの観点からも、全てのパソコンを管理する体制が必要である。管理者不明のパソコンは放置せず、適切な管理(LAN接続の有無に問わらず学校保管のパソコンの台帳管理)が必要である。</p>	209	措置済	平成25年度	当該パソコンについては、業務内容の削除を行い、平成24年9月に当該教職員家族へ返却した。また、所属職員に対しては、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」「岐阜県情報セキュリティ対策基準」に従い、適正管理を徹底している。	益田清風高等学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
106	指摘	<p>【情報関連機器の管理について ③飛騨高山高等学校】</p> <p>飛騨高山高等学校の教務用パソコンの保管状況を確認したところ、職員室のパソコン専用保管ロッカーにほとんど使用されていない寄贈パソコンが保管されていた。</p> <p>当該寄贈パソコンの当初の使用目的は同窓会会計及び各種通知案内文書の作成とのことであるが、現在の管理教諭に貸与された後、セキュリティ対策も取られておらず、ほとんど使用されていない状態であった。そのため、使用見込みがある場合は、速やかにセキュリティ対策を講じ、使用見込みがない場合は、他校への転用又は処分するべきである。</p> <p>個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、パソコンの外部への持出・外部からの持ち込みに関して、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿にて管理を行っている。パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿に平成24年1月26日、27日に持ち出されているものがあったが、解除日の記載、所属長の確認印が漏れていた。</p> <p>情報セキュリティの観点から、個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、解除日の記載、確認印の押印について、漏れがないような体制の整備が必要である。</p> <p>また、本校では、平成15年度に生徒の授業及び自習での利用や教員の教材作成などの教育活動で利用するために、学校支援用コンピュータが導入され現在も使用されている。本校では図書館での生徒の検索用もしくは非常勤講師用として利用されている。</p> <p>学習支援用コンピュータの保有台数110台の内、使用台数は図書館で利用する数十台と非常勤講師が利用する数台であり、保管台数が使用台数と比較して非常に多い状況にあった。利用する予定のないコンピュータを保有することは、保管するスペースの問題や他校での転用の機会を逸することとなる。学習支援用コンピュータの他の用途での利用方法を考えるか、利用方法がなければ他校への転用を図るべきである。</p>	210	措置済	平成26年度	<p>同窓会所有のパソコンは同窓会役員会で廃棄処分することが承認されたため、同窓会会計により、平成25年8月30日に廃棄処分を実施した。</p> <p>包括外部監査以降、パソコンの外部への持ち出しに関しては、ウィルスチェック、書類への記載及び確認員の押印を徹底している。</p> <p>平成15年度に導入された学習支援用パソコンの台数を再調査したところ110台ではなく103台であった。当該103台のうち、図書館での生徒の検索用もしくは助手や非常勤講師用として32台を使用することとした。残り71台については、RENTAI掲示板で転用先を募ったが、OSが古い等の理由により、管理換えによる受け入れを希望する所属はなかったことから、平成26年6月20日に不用決定し、7月10日に売却処分を行った。</p>	飛騨高山高等学校
107	指摘	<p>【情報関連機器の管理について ④大垣特別支援学校】</p> <p>大垣特別支援学校では、一部の校務用USBは、支出負担行為兼支出金調書により決裁及び支出がなされ、購入されていたが、「USBメモリ管理台帳」が作成されておらず、少額物品として管理外資産とされていた。また、個々の管理番号も付されていなかった。このため、外部に持ち出されていても把握が不可能な状況である。</p> <p>個人情報保護及び情報漏洩防止の観点から、校務用USBについては厳しい管理が必要であるため、「USBメモリ管理台帳」を作成することとなっている(外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第5条)。しかし、適切な管理方法を構築してもそれを周知徹底し、正確に運用しなければ、管理の目的を達成することはできない。</p> <p>また、本件のようなUSBメモリ管理台帳への登録漏れを防止するため、情報セキュリティチェックシートによる自己点検が導入されている(岐阜県情報セキュリティ基本方針第7条)が、このチェックも有効に機能していたとはいえない。</p> <p>このほかに、パソコンや端末等の情報資産を外部に持ち出す際には、「パソコン・端末等情報資産の持出に関する申請・承認簿」に持出期間や持ち出す媒体名等を記載する必要があるが、USBメモリの管理番号の記載が行われていないため、どのUSBを持ち出したかは、把握困難な状況となっている。</p> <p>岐阜県の情報セキュリティポリシーに違反した状態となっており、早急に「USBメモリ管理台帳」を作成し、また、個々のUSBに管理番号を貼付し、管理すべきである。</p>	211	措置済	平成25年度	「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」は適正な様式に改め、「USBメモリ管理台帳」「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」「情報資産廃棄記録簿」については平成24年4月1日に遡り整備した。	大垣特別支援学校

番号	区分	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
108	指摘	<p>【個人所有のパソコンの使用について】</p> <p>大垣特別支援学校においては、個人所有のパソコンを1台校務に利用している。これは、職業教育の一環で、フォトショップやイラストレーターという特別なソフトウェアが必要であるが、貸与されている校務パソコンでは機能的・性能的に対応できないためである。</p> <p>大垣特別支援学校においては、使用許可に関する申請書は、平成24年4月18日に情報企画課に対して提出している。職業教育の一環で使用していることから、事前に当該パソコンが必要であることは想定できたと考えられるが、使用許可申請書の提出日が申請期間(平成24年4月2日～平成25年3月29日)の開始日の後となっており、事後申請となっていた。</p> <p>これは、教育研修課情報化推進係からの各高校に対する「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」に関する照会が平成24年4月2日付けで行われており、照会を受けてから各高校が例外措置許可申請書の提出を行う必要があることから、事後申請になったものである。また、実際に情報企画課より例外措置の許可の通知を受けたのが、平成24年5月15日であったため、平成24年4月2日から許可を得るまでの期間、使用できることとなる。しかし、本校は職業教育の一環で必要であることから、許可通知を受ける前から使用していた。</p> <p>上記学校の現状に鑑みると、「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」のフローに従って、申請を行い、承認を行うことによって、今後も情報セキュリティポリシーに反することが予想され、情報セキュリティポリシーの実効性が損なわれる結果となる。</p> <p>このことから、より機動的に例外措置の許可ができるよう、「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」のフローを見直すべきである。</p>	211	措置済	平成25年度	<p>平成25年度から、より機動的に許可申請ができるよう、「岐阜県情報セキュリティポリシーに関する例外措置の許可申請」のフローに基づく申請時期を早めた。</p> <p>前年度の3月中に各学校へ例外措置許可申請に関する照会を行い、4月第1週中に県総合企画部情報企画課へ一覧表で提出することで、4月第2週までに各学校へ許可通知を発出するように改めた。</p>	教育研修課